

Japanese with Disabilities and Right to Participation

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/33685

資料

障害をもつ人々と参政権保障

―玉野公職選挙法事件（大阪高裁第二刑事部昭和六一年（う）第四一八号）証言記録―

はし
がき

一 社会保障法研究の観点からみた玉野事件の意義

(一) 研究方法の特徴

(二) 障害者の生活実態把握の重要性と困難性

(三) 裁判研究と障害者

(四) 玉野事件の論点と意義

二 玉野被告の障害とコミュニケーション成立の条件

(一) 玉野被告の障害の程度と状況

(二) コミュニケーション成立の条件

(三) 玉野被告とコミュニケーション

(四) 障害と社会

(五) 日本の障害者の歩み

(六) 玉野被告の生活史

三 玉野事件の経緯と障害の無視

(一) 捜査段階

井 上 英 夫

(二) 一審公判段階

四 障害の三層構造

(一) 障害の三層構造とは

(二) 三層構造の意味―社会を障害者に合わせる

(三) 言語障害とは

(四) 日本の法と障害者概念

五 障害者、言語障害者の実態

(一) 障害者の数

(二) 言語障害者のハンディキャップの実態

(三) 言語障害者のコミュニケーションの手段

(四) 言語障害者とトータル・コミュニケーション

六 障害者の選挙活動とコミュニケーション

(一) 選挙活動と文書

(二) 選挙活動と「第三者」

(三) 玉野被告と情報伝達手段

(四) 玉野被告と文書

七 障害者の政治参加の実態―アンケート調査から

(一) 調査の目的と意義

(二) 投票、選挙活動の実態

(三) 障害者と参政権保障要求

八 障害者の参政権保障の歴史と現状

(一) 障害者の参政権保障の流れ

(二) 投票権保障と実質的平等

(三) 障害者の選挙権、被選挙権行使と情報の保障

(四) 障害者の選挙活動の自由と保障

(五) 玉野事件と選挙活動の保障
九 障害者の参政権保障の国際的動向

- (一) 世界人権宣言と国際人権規約
- (二) 障害者の人権保障と政治参加
- (三) 完全参加と平等の意義と政治参加
- (四) 参政権保障と法律、規則の見直し
- 一〇 障害者の参政権保障を巡る各国の動向調査の特徴
- (一) スウェーデン、アメリカ、フィンランドについて
- 一一 日本における障害者の参政権保障の現状
- (一) 障害者対策の現状
- (二) 障害者の参政権保障の特色
- (三) 障害者の選挙活動と公選法
- 一二 公選法と玉野事件
- (一) 公選法と国際人権規約、憲法
- (二) 公選法と平等規定
- (三) 公選法とルール論
- (四) 玉野被告と刑事罰

は
し
が
き

玉野事件とは、一九八〇年六月二二日に行われた衆参同時選挙をめぐるって和歌山県御坊市で起きた、公選法違反事件である。被告玉野ふい（ふい）氏は、衆議院和歌山第二区の井上敦候補応援のため、後援会加入申し込み書等四五枚を九軒に配布し、法定外の選挙運動文書頒布により公職選挙法（八二年法律第八一号）による改正前の

一四二条一項、二四三条一項三号)違反で逮捕、起訴された。

和歌山地裁御坊支部は、八六年二月二四日、罰金一万五千元、公民権停止二年の有罪判決をくだした。一審段階では、他の公選法違反事件と同様に、争点の中心は、公選法二四三条一項三号、一四二条一項が、憲法二一条一項の表現の自由保障に違反するか否かということであり、被告人側の立証もこの点に力点が置かれていた。したがって、裁判所も当然に、文書図画の頒布への規制と表現の自由との関係を中心に考察し、選挙の公正と国会の裁量を理由に規制を合憲としたのである。

この判決に対して、被告側が控訴、事件は大阪高裁に係属、二審段階にいたり新たな論点加わり、玉野事件を他の公選法違反事件と違った特徴あるものとした。それは、被告玉野氏の障害に光があてられたということである。

私は、この大阪高裁で、障害者の参政権保障の観点から四度(第七回公判―一九八八年六月一日、第八回公判―同九月二八日、第九回公判―八九年一月二五日、第一〇回公判―同四月二八日)にわたって証言した。本稿は、この際の公判調書に文章上の整理をし、見出しを付したものである。

証言を終えるにあたって、私は、全米ろうあ者法律センター／ギャロデット大学出版の『聴覚障害者のための法的権利』(日本語版―全日本聾啞連盟、八六年)の次の一節を結びとした。

「裁判官、裁判所の行政官、弁護士、法律執行官はもつとろう者のコミュニケーション障害について理解を深めなければならない。良い法律がよく啓発された態度で執行されたときに初めて、ろう者が法律の下に法律的な平等を獲得したと言えるであろう」(八四頁)

しかし、大阪高裁は、九一年七月一二日控訴棄却の判決をくだし、事件は、現在最高裁第一小法廷に係属している。高裁判決は、障害者の参政権保障の重要性を十分認識せず、形式的平等論に立ち、公選法の違憲性等被告

側主張をことごとく否定している（高裁判決については、井上直行「障害者と政治参加―玉野事件大阪高裁判決」医療・福祉研究第四号、九一年、参照）。

しかし、同時に、公選法下では、選挙運動に関し言語障害者と健常者との間に実質的不平等が存することは否めないとし、立法政策上、「健常者と言語障害者との間に存在する事実上の不均等を、健常者以上の文書頒布を許すことによって埋め合わせるということも、十分検討に値するであろう」、といわざるを得なかったのである。

その意味では、一審に比べれば、障害者の参政権保障の観点からの立証、弁論が一定の成果をあげたと評価することができよう。

本証言では、不本意ながら、何か人間的に欠陥を有するというニュアンスを感じさせる障害者、そして健常者という言葉を用いた。障害を社会との関係で、すなわちハンディキャップのレベルで捉える。その障害の捉え方にもっともふさわしい呼称を考えることを検討課題として、本稿の表題を「障害をもつ人々と参政権保障」とした次第である。ちなみに、障害にもとづく差別の明確で包括的な禁止を定めた一九九〇年のアメリカ法は、「アメリカ障害者法」として紹介されることが多いが、そのタイトルは、「障害をもつアメリカ人の法（Americans with Disabilities Act of 1990）」である。

なお、玉野事件及び障害者の参政権保障については、拙稿「世界人権宣言四〇周年と障害者の人権」賃金と社会保障、八八年一〇月上旬号、「障害者の参政権保障と玉野事件」法律時報、同年一一月号、「障害者の参政権保障の歴史と現状」早稲田法学、六四巻四号、八九年、「障害者の参政権保障」季刊障害者問題研究、九〇年九月号を併せてご覧いただければ幸いである。

一 社会保障法研究の観点からみた玉野事件の意義

(一) 研究方法の特徴

弁護人 先生の研究方法の特色というか、特徴といえはどういうことになるのでしょうか。

第一点は、人権保障の視点を重視することです。それから、もう一点は、国民の生活実態、本件で言えば、障害者の生活実態ということを重視し、その生活実態から、例えば法や制度というものを見て行く、そういったところに特徴があると思います。そうなりますと、当然、その研究自体が非常に総合的なものにならないわけです。人権保障といいますが、人間全体を対象にするわけですし、国民の生活というものでいっても、非常に総合的なものですから。

今の先生のお話によりますと、総合的な研究をされているということですが、それは具体的にはどういうふうな方法でされているのでしょうか。

大きく言えば、二つの点が私の研究方法ということになります。一つは、学際的研究と言われるものでして、例えば、法学の内部でも、憲法、それから行政法、あるいは刑法や民法という、こういう領域の学問をそれぞれ動員して、その協力の下に研究を進める。更に、法学の領域にとどまらず、例えば、障害者をめぐる問題ということになりますと、広く、教育学、心理学等の社会科学の全領域ということになります。それをカバーする。それから医学というものも非常に重要になりますし、街づくりの問題等言いますと、建築学等も関連してくる。そういった学際的な研究をせざるをえない。そして、もうちょっと狭いところで考えても、社会保障学とか社会福祉学とか社会政策学、こういった領域の人々と共同していかなければならな

いということです。

総合的な研究方法としましては、学際的な研究と、共同研究というのが中心になる。そうしますと、先程、おっしゃられました、生活実態を重視するという研究の特色、それについては、研究の方法というのはどういうことになるのでしょうか。

生活実態を捉えるということになりますと、どうしても調査したり、自ら足で歩くというフィールドワークを重視せざるをえない、そういうものを積み重ねて全体の生活を明らかにして行くということですね。単なるデスクワークを越えた研究をしなければならない。法律学的にいいますと、解釈学にとどまらず、法社会学的研究を重視していくということです。

先生の研究の基礎におかれているのは、人権保障の視点というふうにおっしゃられたわけですが、障害者の人権保障に関する研究とすれば、どういうものがあるわけでしょうか。

私自身、障害者の人権保障という観点を全体の研究の基礎に据えているわけです。つまり、障害者を通して、国民全体の社会保障の問題を見ていく、こういう視点をとっています。したがって、障害者の人権保障に関する研究というのは、最も私の研究の中では大きな比重を占めています。そして、具体的には、およそ五つの研究をしていると言っていると思います。一番めは、理論的な研究、二番めに、国民の生活、とりわけ、障害者の生活実態を明らかにすることです。三番めは障害者を巡る政策、これは、国レベルで言いますと、障害者対策という言葉が使われていますが、その障害者対策の分析研究ということになります。四番めに、本件もその一例ですけども、裁判や訴訟、特に障害者に関する裁判や訴訟の研究、そして五番めには国際比較研究ということになります。

先生の研究分野として、大きく分けて五つ挙げられたわけですが、それらの研究の中で、敢えて特色のある分野

といえ、どういう分野になるのでしょうか。

二番めに挙げた、生活実態を捉えるということです。そこから、種々のものを見ていくという視点と、それから四番めの、訴訟それから裁判の研究分析と、そこに特色がある。特に、裁判や訴訟を研究することと言えますと、障害者をめぐる問題はこういった訴訟に集約的に表われるわけです。障害者をめぐる問題に限らず、国民生活の諸問題が裁判というものに凝縮して表われるということですが、そういう意味でいうと、裁判を分析することが、障害者をめぐる問題全体や、あるいは国民生活全体、あるいは社会保障の問題全体を明らかにすることにつながると思います。そういう形で裁判や訴訟を通して、障害者の人権保障の全体構造を見ていこうということに力点をおいています。

大きく分けて五つの分野で、またその中で生活実態というものに研究の特色があるということですが、そうしますと障害者の生活実態については、先生は詳しいというふうに聞いてよろしいのでしょうか。

(二) 障害者の生活実態把握の重要性和困難性

障害者の生活実態については、一九八二年に出しました「地方自治体における障害者の生活」(茨城大学政経学会雑誌四五号、八二年)という論文を書いています。これは副題がありますように、障害者の就業実態を中心に実態を分析したものです。實際上、障害者がなかなか就業困難である、とりわけ、一般雇用といわれる企業に雇われたり、官庁に就職したりということが非常に困難である。それから低賃金、低収入であるという、そういう実態を明らかにしたものです。この外にも、論文としてはまとめていませんが、実態調査も幾つかしています。それから、堀本訴訟や上野訴訟、これは後でお話しますが、それらの裁判を通じて、障害者や障害者団体と交流がありますし、個人的にも障害者の友人がたくさんいます。そういう交流を通じて、あるいは調査を通じて、研究を通じて、障害者の実態を把握しているということでは、一般の人よりは

把握していると言えるかもしれません。しかし、障害者の生活実態というのは、これを把握するのは非常に困難であります。後で申し上げますような、いろいろな理由があつて、全体として障害者の生活を明らかにしていくというのが難しい。そういう意味では、本件が障害者の問題を扱っている事件だということ、それを理解していただくには、障害者の生活実態というものが、非常につかみにくい、その原因はどこにあるのか、こういうことを理解していただくのが、まず第一歩ではないかと思ひます。

今、障害者の生活実態を理解することが非常に難しい、こういうふうには証言されたわけですが、その原因はどのようなものであるのでしょうか。

これは、大きく分けると三つあると思ひます。まず、第一に、障害の壁ということ。それから第二番めに、現在、障害者がおかれてゐる社会的状況、そこから起因するということ。それから三番めに、行政のそういった実態を明らかにするといふ努力が、非常に欠如してゐる、あるいは不十分だということ。

そうすると、まず具体的にお聞きしていきますが、第一番めに挙げられた理由の、障害の壁というのは、具体的にはどういふことになるのでしょうか。

なかなか分かりにくい言葉かもしれませんが、三つの場面で表れる。一つは、健常者といふ言葉を使うことと自体がいかどうかともかくとして、障害を持たない人々―健常者と障害者の間に大きな壁が立ち塞がっているということ。それから二つめには、障害者同士の間でも、障害が違ふとお互いの生活を理解することが非常に困難である。いわば障害者同士の間にある壁です。もう一つ、同じ障害をもつていても、その間に、相互理解については非常に大きな壁が立ち塞がっているということ。

今挙げられた三つの場面での壁ということですが、その障害者と「健常者」との間に壁があるということをも、もう少し敷衍していただきますと、どういふことになるのでしょうか。

まず、「健常者」と障害者の間ということになりますと、「健常者」の側から障害者の生活実態をどう理解するかということになります。そうすると、障害者は、膨大な数いる。そして、それぞれの障害者が、いろんな形で障害を持っている。つまり障害の種別が違いますし、程度も違うということです。いろいろな障害を持つ人がいて、その障害者の生活を全体として明らかにしていくというのは、なかなか難しいということになります。

その次に、障害者の間でも壁があるということですが、これについても説明して下さい。

障害を持っている人同士でも、特に障害の種別が違っていると、例えば、先程証言していただいた四方さんは、脳性マヒによる障害ですね。それから、玉野さんの場合は、病気を原因とする、そして手術の失敗を原因とする言語障害ということになりまして、障害が違うわけです。更に、堀木訴訟で問題になったような全盲の方の視覚障害＝視力障害というのがありますが、それぞれ障害が違っていると、お互いの生活というものを理解することは非常に困難です。つまり、そういう障害を持っていて社会的にどんな困難があるか、これはハンディキャップといいますが、このハンディキャップをお互いに理解することが難しい。ちよつと実例で言いますと、聾啞ですね。耳が聞こえなくて、口がきけないという。こういう方たちは、例えば、集会に集まりますと、こういうことを言います。盲の人はいい。全盲の人は目が見えないといっても、しゃべれるから自分の意見が言える。しかし、我々はしゃべれないから、自分の意見言いたくても言えない、盲の人は声がでかくていいと、こういうふうに言うわけです。しかし、盲の人に言わしてみれば、目が見えないという障害はどれだけ大きいのか、そのハンディキャップを非常に強調する。相手の顔が見えない。表情がつかめない、そういうところでは、なかなか話しても理解出来ない場合がある。というような言い方をするわけです。そういうように、障害が違うことによって、お互い、その障害の壁を越えて、それぞれの生活を相互理解していく

のが非常に難しいと、こういうことです。

なるほど分かりました。そうすると、先程、三番めに挙げられました、同じ障害者の間でも、その壁が存在するということなんですが、それについては、どういうことなんでしょうか。

今度は、例えば、言語障害という場合でも、一般に一くくりにされてますが、その間で、原因が違う。先程言いましたように、脳性マヒによる言語障害の場合と、それから、嚥下、耳が聞こえないことが原因で言葉がしゃべれないというのと、それから、例えば、喉頭癌によって声帯を摘出する、これも言葉が失われるわけです。そういった形での障害。それから、玉野さんのような、病気を原因とする障害。それぞれ原因が違います。そうすると、それで、なかなかお互い、同じ言語障害ということでも理解がしにくい。更に、同じ障害でも、程度が違います。重い障害の人と軽い障害の人では、お互いそれぞれのハンディキャップが違います。お互い、ここでも理解しにくいということになります。更に、先天性の障害を持っている人と、後天的な原因で障害になった人、これでは、意識が違いますし、生活の実態が違う。例えば、これは後天的に障害を持った人が、それまでの生活の中で築かれた能力を基礎にしますから、大体、障害者といっても能力の高い人が多いわけですね。ところが、先天的な障害だと、例えば、全盲でいいますと、全然最初から見えないわけですから、いろんな点で不便があるわけですが、先天性のほうがいかにいうような表現をします。つまり、長い間障害者をやっているんだから、後天性の人よりも、逆に言いますとハンディキャップが大きい、大きいから、我々のほうがいろいろ大切にされなきゃならない。そういう意識ですが、そういったようなことで、同じ障害者の間でも、お互いの実態をなかなか理解がしにくいということです。

先生が挙げられた三つの点がその障害の壁になりうるかと思うのですが、そうすると、先生が先程、障害者の生活実態を把握する、理解することが困難な二番めの理由として挙げられました、障害者の置かれている状況とい

うことですが、これはどういうことでしょうか。

これも分かりにくいかもしれませんが、障害があるゆえに、それぞれ持っている障害を理由として、コミュニケーションが出来ない、玉野さんのようにしゃべれないということと言えますと、自分の生活がどういう状況にあつて、どういうハンディキャップがあるかということを伝えることが出来ないわけです。いわば、調査対象としては、非常にやりにくいわけです。そしてそれ以上に、現在の障害者の社会参加が非常に遅れていると言わざるをえない。したがって、自らの生活、自らのハンディキャップを訴える、そういう場所に出て行くことすら少ないわけです。かつての家の中に閉じこもっていた障害者というよりは、最近は、随分ましにはなつてますが、それでも、ごく活動的な能力の高い人を除いて、多くの障害者は、未だにそういった、自らの問題を訴えるような場に参加することすら出来ないということです。

障害者の生活実態を把握することが困難な理由の三番めとして、障害者の生活実態を把握し、そして国民に明らかにするということを行政のほうが努力していない、怠っていると、そういうことになるわけでしょうか。

そうです。行政の行っている、特に厚生省が行っている調査があるわけですが、後でまたお話出来ると思いますけれども、そういう調査も非常に限界があつて、障害者の全体の問題を明らかにするところまではいっていない。むしろ、そういうところに踏み込むのに消極的な姿勢が見られる。それには、確かにいろいろ問題があります。例えば、実態を調査することについて、障害者や障害者団体が反対するという、こういう事態も起きている。そういう意味では、その障害者の側に問題があるということも言えるかもしれない。せんが、実は、行政庁の行う調査が、障害者のプライバシーというようなものを尊重しない、あるいは、むしろそれを侵害するような形で行われて来た歴史があるわけです。そして、何故そうなるかということ言えば、障害者自身がその調査に参加を認められていない。つまり自らの手で、自らの生活実態を明らかにし

ていく。そして、それが自らのハンディキャップを克服する。障害者をめぐる問題を解決していく一つの有力な方策になるというような、そういう観点での調査がされていないということです。そういう意味では、行政の努力がもっと求められるわけです。調査という問題に限って見ても、大きな広がりを持つ、障害者全体の生活を明らかにするというになると、一人の研究者や、あるいは民間団体、あるいは障害者や障害者団体だけでは、これはとてもやっていけない。どうしても、国や地方自治体という、そういったところが自らの責任において、障害者のプライバシーや、あるいは、その障害者の参加に配慮をした調査をしていく必要がある。それが今、不十分にしかなされていないということです。

今までの先生のお話を伺っておりますと、その障害者の生活実態を把握することが困難であるとして、三つの原因を挙げられ、それについて説明されてきたわけですが、しかし、そうであるからと言いましても、障害者の生活実態を理解することが出来ないというわけでは、もちろん、ないわけだと思ふのですが、その点いかがですか。そうです。その困難を強調しましたのは、困難であるから出来ないとか、しなくていいということではなくて、逆に、そういう困難な状況を乗り越えて、障害者の生活実態、つまりハンディキャップがどういうものであるかということを理解することが必要であるということを強調したかったわけなのです。確かに困難なんです、最近、いろんな調査等も行われてますし、研究も進んできています。これは障害者団体自らやっている場合もあります。厚生省以外の労働省とか、あるいは、民間の研究団体等でも、いろんな研究が進んできていますから、そういった限られた研究や調査ではありますが、それを元にして、障害者の生活というものがどういふものであるか、そしてそのハンディキャップがどういふものであるかということをお話したい。それを是非理解していただきたいと思っているわけです。

そういう障害者の生活を理解することが、この玉野さんの裁判を理解するために必要であると、こういうことに

なるわけですね。

そうです。

それで、先程、先生の挙げられました研究の特色、大きく、特色のある分野は二つということだったわけなんです。もう一つのほうの、裁判研究ということなんですが、それはどのようなものがあるんでしょうか。

(三) 裁判研究と障害者

私の論文に、三柏園事件、上野訴訟それから堀木訴訟という、こういう訴訟や事件を巡っての業績があります。こういった事件を素材にして研究しているわけですが、私の裁判研究というのは、二つに分けられている。一つは、いわゆる法解釈学的な、あるいは狭い意味の判例研究という領域ですね。それから、もう一つは、法社会学的研究といえますか、狭い意味の法解釈を越えて、もっと広く、障害者の生活、問題構造とのかかわりで裁判そのものの意義や問題を明らかにする、こういう方法をとっています。今言いましたように、一般に言われる、狭い判例研究というものとどまらない。ですから研究の対象も、例えば判決文、そして、あるいはもっと広げて訴訟記録、そういうものを読む、そして研究するいうだけではなくて、もっと広く、例えば、その訴訟がどういう形で提起されたか、あるいはもっと言いますと、国の現在の社会保障政策や障害者のおかれた生活、その中で、どういう形で訴訟が提起されているか、いわばその訴訟提起の必然性を明らかにするというような作業が、まず出発点になります。それから、裁判の判決が出ることによって訴訟が終了します。通常の研究ですと、その時点までですけれども、私としては、例えば、判決がもった社会的影響、あるいはその訴訟自体が社会的にいろいろな反響を呼んだり、影響を与えたりしますから、そういうところまで踏み込んで研究する。ですから、訴訟提起から訴訟終了まで、裁判の全過程に渡って研究対象としているということになります。そうなりますと、さっき言いましたように、デスクワークにとどま

らず、例えば、訴訟が提起された現地に足を運んで、そこから問題がどういう形で起きて来たかということ
を明らかにしていくということになります。

それでは、先生がその裁判研究の対象として幾つか挙げられたわけなんです、その中で、上野訴訟、まず、こ
れを簡単に説明していただきたいと思いますが。

上野訴訟については、これも論文を書いています（小川政亮編著『社会保障裁判―戦後社会保障権運動の
発展』ミネルヴァ書房、八〇年、所収）。一九七三年に、国電の高田馬場駅で起きた事件です。全盲の上野さ
んという人が、高田馬場駅のホームから転落して、入ってきた電車で轢かれ、これに対して、両親が国鉄を
相手どって、その死亡に対する損害賠償を請求したわけです。一番の東京地裁は、七九年になりますが、原
告の全面勝訴という判決を下しました。そのホームに、まず人員が配置されてなかったということ、それか
ら、ホームに点字ブロックが貼られていなかったということからホームの安全性に瑕疵があるということ、で、
民法の七一七条による責任を認めました。これに対して国鉄が控訴しまして、東京高裁に係属していたので
すが、八五年に至って和解が成立しています。和解の内容は、国鉄が以降も障害者の安全対策に努力すると
いう中身ですが、この事件では、障害者が安全に歩ける、そして、安全に電車を利用出来るという、こうい
う権利を請求していました。つまり安全歩行権というふうに言っていますが、それは、もっと敷衍しますと、
現在問題になっているような交通権を保障しようということにもなるわけです。これは、国鉄を相手どった
損害賠償事件という形ですが、もう一つの中身は、点字タイルを、設備の安全のために敷けということにな
りますと、これは、当然、福祉要求ですね。あるいは社会保障の制度として、国や自治体が行えという、こ
ういう議論になりますから、その面では、社会保障の裁判だと言っていると思います。

次に、先程のまた裁判研究ということになるわけですが、先程、先生のおっしゃられました、三柏園事件があり

ますね。

はい。

これは、よく知られてないと思うのですが、簡単に説明戴きたいと思います。

この事件は、高知県の高知市で起きました（同『社会保障裁判』所収）。三柏園という結核の療養施設で起きた事件です。結核患者とそれを支援する患者団体がこの事件に関係しています。そういう意味では、日本の一般的な分類で言いますと、患者の問題であって、障害者の問題ではないと言われていますが、後に述べるような障害の捉え方で、患者というものも、広い見方をすれば、障害者ですから、そういう意味で障害者の事件として取り上げているわけです。この結核の療養所の三柏園に入院していた患者たちが、高知の県立中央病院が出来るということで、そこに統合されるということになりました。これに対して、三柏園が非常に風光明媚なところにあって、結核の静養をするには非常に好いところである。海のそばでつりもできる。山もありまして、いろいろ山菜を摘んだり、そういうことも出来る。それが、町中の病院に移されると、療養が思うように出来ないということで、移転に反対したわけです。病院当局と患者と患者を支援する団体で交渉中に、県が警官隊を導入しました。そして、患者団体の幹部が二人、建造物侵入罪ということで起訴されたわけです。一番の高知地裁は、七六年になりますが、この建造物侵入罪を認めて有罪判決を出しました。ところが、八〇年の高松高裁は、逆転判決を出しまして、患者を支援する団体の幹部に対して、無罪判決を出しております。検察側が上告をしましませんでしたから、この事件は無罪ということで確定しています。内容で言いますと、患者の療養権を認めている。そして、もう一つ、この事件が特徴的なのは、患者や、その患者を支援する会ですね、団体が団結して県当局と交渉しているわけです。その行為自体を権利とする。いわば、団結権あるいは団体行動権として認めろという、こういう主張になっています。そういう点では非常に

特色がある事件として、私も研究をしているわけです。

そして、最後ということになるのですが、先程挙げられました堀木訴訟、これも先生が研究の対象とされているということですが、これは全盲の婦人の方、堀木文子さんが、障害福祉年金と児童扶養手当の併給を求めて最高裁まで争った。社会保障裁判としては、非常に有名な事件ということですね。

はい。この事件は、非常に有名ですから、皆さんご存じだと思いますが、一九七〇年に神戸地裁に提訴されたわけですね（拙稿「社会保障法の提起するもの」法の科学、一〇号、八二年、「堀木訴訟最高裁判決の法理とその不当性」季刊教育法、四六号、「障害者の人権保障をめぐる国際的動向と堀木訴訟」法律時報、八二年七月号、『堀木訴訟運動史』法律文化社、八七年等参照）。七三年に法律が改正されます。改正前の児童扶養手当法の四条三項三号が、いわゆる併給禁止条項と言われまして、障害福祉年金を受けている場合は、児童扶養手当を支給しないという規定になっていたわけです。堀木訴訟の原告の堀木文子さんは、全盲で、当時の状況で言えば、次男を育てていた。その次男のために児童扶養手当を申請したところが、この併給禁止条項に該当するということで、児童扶養手当が支給されないということになったわけです。堀木さんは、これは、自分の生活の実態から見ても——つまり児童扶養手当が支給されなければ、子供を育てられないという、そういう貧困状態にあったわけですから——まず障害者を、障害を持っていないものから差別する。つまり障害福祉年金を受けているということを理由に差別するものであると訴えました。それから、もう一つは、夫が重度の障害者の場合は、その母親には児童扶養手当が支給されますから、そういうことから言うと、障害者たる夫、すなわち男性と、自分が女性なわけで、女性とを差別するものである。この二つ、障害を理由にする差別、それから、性を理由にする差別でいずれも合理性がないとして神戸地裁に提訴したものです。第一審の神戸地裁では、憲法一四条に違反するという、堀木さん全面勝訴の判決が出たと、そういうことになる

わけですね。

そうです。七二年になりますけれども、今言いました二重の差別ということを理由にして、これは合理性のない差別であるということで、憲法一四条違反であるという明確な判断が下されているわけです。社会保障の領域でいえば、今まで朝日訴訟に代表されるように、生存権、憲法で言えば二五条の問題として論じられていたわけですが、ここで堀木訴訟が一四条の問題に大きく光りをあて、社会保障における一四条の問題、そして一四条と二五条、生存権とのかかりというものが、また新しい論点として登場してくることになります。

そうしますと、堀木訴訟について、これがその社会保障裁判として、研究者の間で、どういう位置付けをされているということになるのでしょうか。

この事件は、七二年に一審判決が出て、その翌年七三年一〇月一日から、法改正がされまして、障害福祉年金、老齢福祉年金と児童扶養手当の併給が認められるようになりました。その意味では、法改正により、いわば裁判の中身で言えば決着が着いたと言ってもいいと思うのですが、裁判は引き続き続けられて、大阪高裁で七五年に逆転判決が出ています。それは、生存権＝憲法二五条二項にかかわる立法については、大幅な裁量が認められるということが理由になるわけです。そして、ご存じの通り、最高裁が八二年の七月七日に、この大阪高裁の判決を、論理のたて方は違いますが、結果的に言えば、支持するということで、広範な立法裁量を認める判決を出しました。ということで、いずれも併給禁止条項は、憲法一四条、二五条あるは一三条に違反しないという結論になるわけですが、大体、マスコミ、あるいは国民世論と言ってもいいでしょうが、この判決には非常に批判的でした。それから、憲法学会、あるいは社会保障法学会でも、大阪高裁の判決、とりわけ最高裁が非常に広範な立法裁量を認めたということに批判的でありまして、私の調べた

限りでの論文で言えば、最高裁判決を支持するような論文は、学会の中ではないと言っているのではないかと思います。位置付けで言いますと、一審から最高裁まで争われまして、そして論点としても二五条、そして一四条と、更には一三条、そういった基本的な条項が問題にされて、しかも障害者がそれだけの裁判を続けた、そして、これに対する障害者、国民各層の広い支援があり、運動が非常に広がって、そういう意味では、社会的影響が非常に大きい事件だったと思います。朝日訴訟が一九五〇年、六〇年代を代表する社会保険の訴訟だとすれば、堀木訴訟は七〇年代、八〇年代を代表する訴訟だったと言っていると思います。

ほかに、先生が、障害者を巡る裁判として研究されているものとして、「損害賠償判例にあらわれた障害者」（茨城大学人文学部紀要一四号、八一年）というのが履歴書の中に出て来てるわけですが、これはどういうものでしょうか。

これは、先程言いました、法解釈学的な、あるいは狭い意味の判例研究と言ってもいいかと思いますが、そういう意味では、私の研究の中では、数少ないものの一つになります。上野訴訟を契機にして、損害賠償裁判に障害者がどういう形で表われているか、そして裁判の中で、どういう扱われ方をしているのかということ、およそ損害賠償事例では、殆ど、これまでの訴訟を取り上げて、拾い挙げて分析しました。結論としては、民法学で基本的な概念と言われている「通常人」、こういう考え方の中に、実は障害者は含まれていないんだということを明らかにしたわけです。と申しますのは、「通常人」を前提にして、この社会が構成されていて、そして、法もその「通常人」をレベルにものを考えている。つまり、通常の注意義務に対する能力、注意能力等を持った人、別の言葉で言えば、一般人と言ってもいいかもしれませんが、そういう人が、お互い社会生活を営む。だから注意義務の程度も、「通常人」が持っている能力に対応する義務でいい。こういう考え方です。ところが、それだと、障害者は一般的には「通常人」よりも能力が、例えば予見能力、こ

ういうものも劣る場合がありますし、それから結果回避の能力も劣るとなると、逆に、より高度な注意義務を社会の方に課しないと、障害者が生きていけないということになるわけです。そういう意味では、「通常人」あるいはもつと言え、民法の体系そのものが、障害者がこの社会に存在するということ、ハンディキャップを持った人々が存在するということを想定していない、そういう体系であるということなのです。

(四) 玉野事件の論点と意義

本件の玉野さんの裁判についてお聞きますが、この訴訟記録には目を通されましたか。

はい。

そうしますと、この裁判の内容、論点については、当然分かるわけですね。

はい。

今までの先生のご証言をうかがっておりまして、障害者の人権保障について、随分研究されているわけなんです。が、そういう先生の立場から、観点から見まして、この玉野さんの裁判というのは、どういう論点があるというふうにお考えですか。

私が障害者の人権保障を研究しているという立場から言いますと、やはり、玉野さんが言語に障害がある、そしてコミュニケーションがうまくいってないということですね。つまり、しゃべるのに代えて文書を配布した、そのことが公選法違反に問われているということですが、そういう意味では、障害者の権利、保障が問われている。とりわけ、参政権保障、中でも、投票にとどまらず、選挙活動をする、その自由をどう保障するか、障害者にもそういった参政権、あるいは政治活動の自由が保障されなければならない、ということが問われている事件だと思えます。

論点はそういうふう to 考えられているということですが、では同じように、障害者の人権保障の観点から見まし

て、この玉野さんの裁判というのは、どういう意義があると考えたらよいのでしょうか。

結論的に言えば、私は、非常な歴史的意義があると思います。それは、一二つ理由が挙げられるわけですが、第一番めは、いわば障害者の実質的平等の回復、あるいは人権保障において、障害者が他の市民と同等の権利を保障される、そのことが問われているということです。障害者も人権を十全に保障されるという状況になって初めて、その国の国民全体の人権が保障されたという状態になるわけです。その意味では、この事件で、一般の国民の生活の自由というだけではなくて、障害者の権利保障というところに踏み込んだ理論が展開されてきたということ、これは非常に大きな意義があると思います。それから、もう一点障害者の場合で言いますと、選挙活動ということが問題になった事例は、今まで、私の知る限りではありません。とりわけ、選挙活動の中でも、玉野さんのようないわば、普通の市民、普通のおばさんがビラを配る、自ら選挙活動をする、しかもその玉野さんが障害をもっているというような事例は今までなかったわけです。そういう点では、全く新しい問題提起をしているということです。従来の事件等を見ましても、公選法の事件はたくさんあります。しかし、そこに障害者が現われた事例はない。逆に障害者の選挙権、あるいは参政権が問題になった事例は、数は少ないですが、あります。例えば、投票を巡っては、在宅投票制度の問題で、小樽のほうで事件になりました。これも有名な事件ですが、こういうものはあります。これは投票を巡っての事件でありまして、本件のように、政治活動の自由、あるいは選挙活動の自由というものを取り上げる、それが公選法とどういうかわりになるかということで、問題にしたような事件はありませんから、この事件が非常に大きな意義を持っていると思います。

先生のおっしゃられたことによりますと、この玉野さんの裁判というのは、国民の人権保障、障害者の人権保障の両方の観点から、歴史的な意義を持った事件であると、そういうことでよろしいわけですね。

はい。

(以上、八八年六月一日、第七回公判)

二 玉野被告の障害とコミュニケーション成立の条件

(一) 玉野被告の障害の程度と状況

弁護人 今日、被告の玉野さんの言語障害の程度、状況からお聞きします。

当審弁護人証拠請求番号五〇号 身体障害者手帳を示す。

これは、玉野さんの身体障害者手帳ですけど玉野さんはどういう障害者であると見たらよろしいでしょうか。

前回の玉野さんの供述等でお分かりいただけたと思いますが、非常に聞き取りにくい。速記録を拝見しても聴取不能というところが多い。玉野さんが話しているああいう状態を言語障害の観点からどういうふうにとらえるか。それからもう一つは、法律上の制度としてどのようにとらえられているかということが問題になると思います。身体障害者手帳にありますように、下口唇・舌尖部の腫瘤による言語機能障害という形で、しかも障害等級が四級ということになっています。しかし言語障害の程度としては非常に重いと思います。手帳によると、言語機能障害四級ということですね。

前回五一号 身体障害者診断書、意見書を示す。

これは玉野さんの身体障害者診断書、意見書ということで、和歌山県立医科大学附属病院の横田昌也医師診断書ですが、この診断書によると先程お話になった言語障害の程度というのはどういうふうに読んだらいいでしょう。

これは、総合所見のところにありますけれども、そしやく機能に障害もあるのですが、言語機能においては著しい障害を認め、言語による意志疎通は困難であるという診断になっています。

今、身体障害者手帳やお医者さんの診断書で玉野さんの言語障害の程度について証言していただいたのですけども、次に証人の自ら体験された事実について伺います。証人は玉野ふいさんと直接お話をなさったことはありますか。

はい。

何回ぐらいおありですか。

回数で言えば5回になると思います。

一番最初にお話をなさったことをまずお聞きしますが、いつごろ、どういう場所でお聞きになりました。

今年の1月になりますけれども、大分広い集会所のようなところで、わたしと玉野さんの間が四、五メートル離れていたでしょうか、そういうところで他の学者の人達と一緒に話を伺ったわけです。

その第一回目、初めて玉野さんの話をお聞きになったとき、どの程度理解できました。

そのときは、二割ぐらいは理解できたように思います。

その次、二回目、玉野さんのお話をお聞きになったときのことを聞きますけれども、いつごろ、どんなところでお聞きになったんですか。

玉野さんの家に伺って、そこで間に一人おいて隣で話を伺いました。

その二回目ときは、玉野さんの話ほどの程度理解できましたか。

一割いったかないかというその程度しか理解できませんでした。

今一回目と二回目で理解できた程度がかなり違うようなことになるのですけれども、それは何か理由があるのでしょうか。

一回目のときは間で玉野さんを守る会の楠本さんからいろいろ説明を加えていただきましたから分かった

わけです。二回目るときもやはり楠本さんが隣にいて説明してくれましたから、ちよつと分かつてもいいというようには思つたのですけれど。ただ二回目のほうが楠本さんの説明がずっと少なかった、つまり直接わたしと玉野さんと話をしたという形になります。

そういう意味では玉野さんが話をし、証人が話を聞いたとしても、いろんな条件によつて理解できる程度が違つて来るとこういうわけですか。

そうですね。

(二) コミュニケーション成立の条件

それで、そういうコミュニケーションの成立する条件について一般的な話をお伺いしたいのですけれども、コミュニケーション成立の要件はどんな要件があるでしょう。

コミュニケーションが成立することになりますといふいろいろな条件があるのですが、まず話す側がどういふ状況かといふこと、それから聞く側がどういふ状態にあるかといふこと。能力の問題等を含めて聞く側の条件。それから特にここでは会話といふことで考えてみますと、会話が成立する環境といひますが、その条件がどういふ状況かといふこと。大きく分ければ三つの問題があると思ひます。

一番最初に、話す側の条件といふのはどんなものがありますか。

話す側の条件としては、基本的には言葉が話せるかどうかといふことがあるわけですが、玉野さんの場合で言えば、あごとほほ骨が欠けている。それから診断書にもありますが、血管ばれといわれるもの、それが原因で非常に話にくい。二回目にお会いしたときに直接口の中を見せていただきましたが、舌の半分が異様にふくれ上がっているわけで、そういう肉体的な条件によつて非常に話にくいといふことになっているわけです。

話す能力といいますが、言語の発言能力の問題があるということですね。それ以外に話す側の条件というのはどんなものがありますか。

一回目と二回目を比較しますと、通常で言えば二回目のほうがすぐそばで聞き、直接お話ししたわけですから、もつと話を通じていいということなのです。ところが、話す側の条件の中には体調が入る。これが大きく左右することだろうと思います。二回目のときは玉野さんはかぜをひいて、それが若干回復したのお会いできたということで、そういった体調が非常に悪くて、そのことが通じにくかったことの大きな原因だと思います。ですから話し手のコンディションによって会話が成立するかどうか違って来ると、そういうことですね。

体のコンディションの問題もあるということですね。それ以外には、話し手の条件としてはどんなものがありますか。

そのほかに、表現力の問題があるわけです。これは受けるほうも同じことですが、話す側にいろいろな豊かな表現力があれば、そのときの状況、自分の言いたいこと、それに合わせて例えば言葉を選び、言い換えをしたりして、相手に伝えることができるわけですが、残念ながら玉野さんの場合はそういった豊かな表現力ということは、教育も十分受けられなかったこともありまして持ち得ていないということがあると思います。

それ以外には何か要件がありますか。

三つ目に言いますと、今言葉の問題でお話しましたが、そのほか広い意味で言えば、会話が成立するという事になれば、身ぶりや手ぶりの問題があります。あるいは顔の表情ですね。こういうことが大きな要因になるわけです。そういう顔の表情や、身ぶり手ぶりを見て、相手が言おうとしていることを理解するという

ことになるわけですから。ところが玉野さんの場合で言うと、特に顔は通常マスクをしていますし、表情と言ってもそれをつかむことがなかなか難しいという、こういう状況だと思います。

それから話す側の話そうとする意志といいますが、そういうものも関連して来るわけですか。

そうですね。例えば「健常者」の場合で言いますと、話す側が一所懸命話せば、相手に伝えようというふうに思えばそれだけ相手に伝わりやすくなるということかもしれないませんが、特に言語障害のある人の場合、四方証人の話のときもお分かりいただけると思いますし、玉野さんの場合もそうですが、本人が一所懸命相手に通じさせよう、通じさせようと思って熱意をこめて話す、緊張して話すとかえって通じにくくなるという状況もあるわけです。

発語の能力や体の状態、それから表現力、身ぶりや手ぶりができるかどうか、それから話す側の意志の問題などが話す側の条件としてあるということですが、聞く側の条件というのはどんなものがありますか。

会話という事で言えば、話す側と聞く側と、両者の間で成立するわけですから、聞く側が、例えば表現力、理解力、こういうものを持っているかどうか、その程度がどの程度かによって両者の間で成り立つ会話の程度が異なってくるということになるわけです。もう一つ付け加えておきたいのは、今、障害者と「健常者」の間での会話を例にとっていますが、聞く側が「健常者」の場合、言葉自体が分かるというだけでは実は障害者の言うことを理解できるということにならない場合が多いということです。つまり言葉だけでは実くて、障害者の持っている障害というものを理解するということが会話成立の大前提になると思います。という意味では、会話をしている間の両者に共通の基盤があるかどうかですね。これが非常に重要な要因になるでしょう。

聞く側の条件としては、聞き取り能力、それから今おっしゃった理解する能力です。そういうものが重要な要素

を占めるということですね。それから三つ目の要素としておっしゃった環境といいますが、それはどういうことですか。

環境というのはコミュニケーションが成立する場ですが。通常会話の場合で考えていただければ、そういう場所では話をするのか、それが一対一か更には一人が多数を相手にするか、あるいはもっと大きな会場でしゃべるのかと、そういう状況が違いますし、それから例えば騒音だとかそれらの問題も含めて環境によっていろいろコミュニケーションが成立するかどうかが変わって来る。例えば、こういう法廷で速記を取るということで言いますと、わたしと速記者の関係で言えば、大体一番条件としてはいい。正対をしているわけですが、近いですし、こういう緊張関係の中で、雑音のないところで聞けるという最も環境のいいところで聞いているということです。しかしこれは日常の生活から言うときと全くほど遠い条件ですね。

(三) 玉野被告とコミュニケーション

そういうコミュニケーションの成立には、話し手それから受け手、環境の諸条件があるわけですが、そういう一般的な知識を前提に先生が玉野さんの話を聞かれて、玉野さんの場合そういう意味ではどういう条件がそろっておるのか、あるいはそろっていないのか、どういうふうにお考えになりますか。

今までの話で全体を総合してとらえれば、玉野さんの場合言葉を発する側、話し手の側の問題として先程お話したように、発語自体に非常に障害があるわけです。それに代わるいろいろな手段、手話等の手段も持っていないということで、とにかくコミュニケーションとしては障害は非常に重いと云わざるを得ない。それから表現能力の点でも先程指摘したとおりです。わたしが玉野さんと直接話をしているいろいろ聞き出せたのですが、彼女はかながやよく読める程度である。書くというのはほとんどできない状態。日常的に使えるようなそういうものを書くということはほとんどできないというようなことを言っています。従って、表現力

ということでも残念ながら乏しいと言わざるを得ないわけです。そういう話し手の側の玉野さんの状況を考えれば、会話ができるとしても、非常に日常的なお互いによく知り合っていてお互いに理解できるような、例えば買ひ物をするとかそういった程度の話ができるにとどまるでしょう。本件で問題になっているような選挙活動の場合のような、話がやはり一定の高度の内容で、あるいは豊富な内容で相手に伝えなければならぬとき、これは玉野さんにとっては不可能です。三番目に申し上げた環境というようなことで言えば、一対一で法廷のような好条件の中で話すわけではないわけですから、そういうところで彼女がいろんな話をするというのは非常に難しいと言わざるを得ないですね。

そういう意味では先生が一回目、二回目、玉野さんの話を聞かれたというのも、理解できた部分は、先生が障害者問題をよく理解なさっておるという点と、また玉野さんが言うであろうということをある程度前提的に分かっていたというふうなことがあったのでしょうか。

そういうことですね。先程二割とか一割とか申し上げましたが、大体分かっていることはわたしが知っていることですね。例えば地名が出て来れば理解できる。それから人の名前が出て来れば理解できます。二回目のときはこの事件にかかわる選挙活動問題とかそういうことで話をされましたから、そういうことではわたしも事前に記録等読んでますから推測がきくということで、分かっていることは分かるということです。そういう程度ですね。

それは対面しての話ですけど、例えばテープに取ってその話を聞くというふうな場合はまた違った条件になりますか。

そうですね。通常はテープに取って話を聞けば記録性があるわけですから、例えば何度も繰り返し聞くこともできますし、後で聞いてみれば理解できる部分が増えると思います。二回目のときは玉野さんの話はテー

プに取りました。で、テープを聞いてもやはりほとんど分からないことが多いですね。その原因はやはり玉野さんがちょうどコンディションが悪くて、特に声も小さかったということにも原因があると思います。

それで、今言語の障害の程度を話していただいたんですけれども、先程も少し出しましたけれども、文字によるコミュニケーションの能力というのは、玉野さんの場合どの程度だと先生はお感じになりましたか。

先程話をしましたが、玉野さんと食事をしながらいろいろごく近いところで話をした。二時間ぐらいしました。その間で分かったことなのですが、かな、例えば新聞を読むわけですが、そうすると彼女の表現によれば飛び飛びで読むと、虫が食ったようだというふうに言ってます。そういう読み方をするとということになるわけです。ですからなかなか読めると言っても、それで日常生活上一定の情報を得られるとかいうこと言えませんが、非常に限りがある。それから書くということ言いますと、かながある程度書けるわけですが、そのかなも相手に十分伝わるような字はなかなか書けない。そしてあごの骨がない、ほほの骨がないということ、下を向いて長い時間書いていることができないわけですね。手であごを押さえながら、あるいはマスクで押さえながら書くわけですから。はつきり言って実用に耐えるようなものではないと思います。

今、玉野さんの障害についてコミュニケーションの阻害という面から話していただいたわけなんですけども、前回先生の研究方法、あるいは障害者問題を考える場合の基本的な視点というお話を聞かしていただいた中で、障害者の問題にあたっては、障害者の生活実態を全体として、あるいは丸ごとというか、そういうふうな形でとらえて行くことが大切だというお話があったんですが、玉野さんのそういう生活史と言いますか、生活全体と言わうか、そういうものを先生お会いになったり、記録をお読みになったりしてとらえられて、どういうことを考えられました。

(四) 障害と社会

玉野さんは「言語障害者」ですが、日本の障害者の人達の背負っているいろいろな困難、ハンディキャップを負っているという点で、日本の障害者を象徴する存在だと言ってもいいと思います。それからもう一点は、その玉野さんの障害というものが、玉野さん個人のレベルだけでとらえられるのではなくて、日本の社会とのかかわりで見なければならぬ。そういう観点からしても玉野さんの場合が象徴的だと言っていると思います。

社会との関連で障害という問題をとらえるということなのですけども、そこを少し簡単に説明していただくと、どういうことになります。

今まで、特に日本はそうなのですが、障害というものをとらえる場合、個人的なレベルでとらえて来たわけです。それに対して、障害を社会とのかかわりでとらえる考え方が国際的にも、かつ日本でも最近は特に強調されて来ているわけです。それは障害というものを三つのレベルでとらえるということなのですけれども、最も大事なものは個人と社会との関係で障害をとらえることです。これは個人的なレベルで障害を持っていてもそれ自体が問題ではない、それよりも個人レベルで持っている障害を理由にして社会的にいろいろな不利益を被る、そのことが大きな問題である。いわば社会的に差別される。具体的な問題で言えば、障害ゆえに仕事につけない。労働が保障されないというようなことです。そういうことが問題になる。だから個人の能力や、あるいは個人の資質というものが問題なのではなくて、そのことを理由にして社会的に大きな不利益を被るということが大事だということです。

そうすると、逆に言うと、社会の適切な対応によってそういう個人の能力とか個人の生活とかいう面についてはかなり変わって来るとこういうことですか。

そうですね。今の例で言えば、個人的なレベルでの障害が仮に発生しても、それに対して社会的に、例え

ば医療であるとか福祉であるとか社会保障であるとかあるいは教育や労働の保障というものが適切になされれば、その障害Ⅱハンディキャップを補って、障害者が他の人々と同等の生活を送ることができるということになるわけで、そういう意味で言えば、障害が障害でなくなる。あるいは障害を軽減し消滅することができるといふことですね。

それで先生のお話によると、玉野さんの歴史なり生活というのは、日本の障害者が歩んで来た歴史なり生活の典型的な問題というお話なのですけれども、日本の障害者の歩みというのはどんな歩みだったのでしょうか。

(五) 日本の障害者の歩み

玉野さんの生まれてからの生活史を考えてみれば、それがそのまま日本の障害者が歩んで来た道に重なります。玉野さんは大正十一年、一九二二年に生まれています。御承知のように堀木訴訟の原告だった全盲の堀木文子さんが、一九一九年に生まれているわけです。こういったお二人が生まれるその少し前、一九一八年になりますけれども、我が国の精神医学の父というふうに言われている、呉季三博士がこういうことを言っています。「我が国十何万の精神病患者は、実にこの病を受けたるの不幸のほか、この国に生まれたるの不幸を重ねるものと言ふべし」というふうに嘆いた。つまり日本の精神病患者というのは、精神病患者になったというそういう不幸と同時に、精神病患者に対する保障、これが非常に遅れている日本に生まれたという、この二つの不幸を重ねもっているというように言っているわけです。この呉季三博士の言葉は、今の言葉で言えば精神障害者ということになるわけですが、正に戦前の日本の障害者に当てはまると言っていると思います。その戦前の日本の障害者というのは、どんな状態に置かれていたのでしょうか。

これは同じように障害者の問題では、日本の発達保障理論の先駆者として最も権威ある人と言っているでしょうが、田中昌人京都大学教授が、堀木訴訟の一審で証言に立たれて日本の障害者が「消極道」を歩ませ

られて来た、と、こういうことを言っています。

消極道というのは、もう少し具体的に説明していただくとうことですか。

これは、積極道に対応した言葉なのですが、戦前の障害者は、厄介物、あるいは国の役に立たない者として扱われてきた。特に戦前の日本の施策は、富国強兵ですから、兵隊にもなれない、そして生産に従事できないというところで役に立たない者として見られていた。従って、障害者は片隅でそういった役に立つ、健康者という言葉がいいかどうか問題がありますが、「健常者」が進む道とは一歩も二歩も下がって、あるいはその脇に細々と生きて行くと、こういう生き方を表わしている言葉だと思います。これも堀木訴訟の堀木文子さんがこういうことを言っています。「目の見えん者は電柱に突き当たってもその電柱におじぎして通り過ぎるように言われたもんや」と。つまり、仮に相手が電柱であっても、とにかく自分が引き下がって、そして道の片隅によけて生きて行けと、これが障害者に対する戦前の教えだったわけですね。

今おっしゃったことは、電柱のほうがお国のためになると、こういうことですか。

まあ、そういうこともあるでしょう。

戦前にはそうだったかもしれませんが、戦後は障害者の歩みというのはどう変わりました。

戦後、例えば障害者福祉、あるいはそれを含めて社会保障等の制度が進んで来たことは確かでしょう。新しい憲法の下で国民主権がうたわれて、人権保障というものが掲げられたわけですから、障害者にとっても、本来そういった主権者として、そして人権保障の主体として認められるべきそういう体制に変わったわけですね。しかし、社会全体の基本的なレベルで、あるいは基底的なレベルで流れている考え方、障害者に対する見方は、わたしは戦前とは余り変わっていないと言わざるを得ないと思っています。

戦後も余り変わっていないというふうなことは、やはり障害者の方々の実感としてそういうものがあるわけで

しょうか。

はい。特に八〇年代に入って国際障害者年ということが標ぼうされて、いろんな障害者にかかわる施策が展開されて来て、その中で障害者に対する見方もいろいろ打ち出されまして、国民一般の意識というものも変わりつつあるとは思いますが。しかし憲法が制定されたときに、民主主義ということで、障害者も主権者として、例えば政治的に発言したり活動したりすることができないのではないかと、そういう期待があった。その期待に応える制度的な保障が実現されたとはなかなか言えないだろうと思うわけです。

障害者自らの運動という点では戦後は変わって来たのじゃないんですか。

そうですね。そういう点では障害者自身は、例えば参政権の保障を求めているという運動は展開して来ています。具体的に制度で見ましても、例えば戦後になってから、ろうあ者にとつての普通選挙が実現されたというふうに評価されていますが、一九七一年（昭和四六年）に立会演説会に手話通訳が公費でつけられました。このことは立会演説会という場で障害者が情報を受け取る、特にろうあ者になります。情報を受け取るということかというと、非常に大きな進歩だったわけです。そういう意味で、ろうあ者にとつての普通選挙は、この七一年に始まったということがろうあ者の中では言われているわけです。しかしながらそういった立会演説会も一九八三年には全廃されてしまふ。そしてもう一つ投票の問題があります。これは障害者にとつて在宅投票制度というのが一九四八年（昭和二三）年に認められるわけですが、これも一九五二年に廃止される。そして一九七四年には一部復活しますがいまだに全障害者にそういった在宅投票が保障されるような状態にはなっていないわけです。

そういう意味では、障害者の運動が戦後起こったことによって前進の面はあるけれども、基本的に事態は変わっていないという御認識だということですね。それで玉野さんの歩みですけれども、玉野さんの歩みという中で

特徴だと先生が思われるところはどんなところですか。

(六) 玉野被告の生活史

具体的に言いますと、貧困と病氣と障害と言わば三つの間の悪循環というものが指摘できると思います。今おっしゃった貧困と病氣そして障害の悪循環というのは具体的にどんなことですか。

玉野さんが病氣になって、病氣が原因で障害を持つわけですがその病氣は貧困が原因になるということです。そして病氣になったことが理由で更に貧困が加速される。病氣が原因で障害者になるのですが、それに對して適切な医療が受けられない。これは要するにお金がないからということになります。そのことによって一層障害が重くなるということで、その障害が重くなるということから、例えば仕事にも就けないで貧困から抜け出せないという、こういう図式になります。

玉野さんの貧困の程度と言いますか、そういうものについては先生はどの程度の貧困だと考えておられますか。

そこになりますと、特に御坊市というところで同和問題が絡んだ貧困が根底にあると言わざるを得ないわけです。貧困状態について言いますと、医者にかかるのもなかなかできないような状態だったと思います。そういう状況の中で、両親が共に病に倒れてしまうということになるわけですから、やはり相当な貧困状態だったのではないかと思います。

それから、玉野さんの教育の問題についてはどうでしょう。

教育についてはやはり御両親が病氣になったということが原因で学校に行けなくなる。「免状式」にも欠席するというような状況になっているわけですね。これは貧困が理由だということですが、一方では障害が原因にもなっているわけです。そういう中で文字が獲得できなかった。ですから教育を仮にきちんと受けていて、そして文字が書けるように、文字が読めるように、そういう状況であれば玉野さんのその後の生活も大

分違ったものになっただろうと思います。

戦前はどのように貧困という中で病氣と障害、あるいは教育を受けられないという中で、玉野さんは生きて来たわけですが、戦後の玉野さんはやはりほかの障害者と同じように基本的な点で変化があったんじゃないかと思うのですが、その点は先生はどう見ておられますか。

玉野さんにとっては、結局医療の問題が一番大きな問題だろうと思います。玉野さんが発病したのが二歳で、それが小学生になるとはれが非常に大きくなった。戦前ですが一四歳ごろに手術を受けたいと言ったけれども、手術がお金がかかるということと、これ以上子供を死なせないという親の気持ちから、手術をうけられなかった。玉野さんの兄弟が二人いたわけですが、成人に達したのが三人にすぎないということです。先程申し上げましたように、貧困ということが原因になって、医者にもかかれな、あるいは栄養あるものもとれないという状況です。戦後になって手術を受けるわけですが、そのときに医者から、五・六歳の子供のころならラジウム治療が効果があったと言われているわけですから、仮に小さいときに適切な医療が施されれば、玉野さんの障害は現在のような障害にならないですんだのではないかということが言えるわけです。その医療では戦前は正に金のないのが命の切れ目という、そういう医療体制だったわけで、それが玉野さんの障害を悪化させたということだろうと思います。

戦後、医療についても、国民皆保険ということで改善がなされてるというふうに思いますけれども、先生の先程からのお話では、年をとってからのそういう改善では、小さな子供のころに直ったものも直らないという意味では、玉野さんについては十分そういう恩恵を受けていないということですか。

そうですね。戦後になりました玉野さんは一九六九年によりやく手術が受けられるわけです。その手術は長い間の念願だったわけですが、残念ながら失敗をしてしまい、障害が一層重くなるということになるわけ

です。玉野さんが手術を受けられたのは、金兵衛さんと結婚して生活にゆとりが出たという面もあるわけでしょうが、一九五八年に国民皆保険体制になっていったという状況が大きくものを言っていると思います。ただし、国民健康保険法施行によって皆保険が実施されたと言っても、貧困と病氣、そして障害の悪循環を断ち切るほど医療制度が整備されたとはまだ言えないわけです。

そういう戦前、戦後の日本の障害者の歩み、玉野さんの生活史を今先生の見方からお話していただいたのですけれども、そういうものをまとめると、玉野さんの生活史というんですか、そういうものはどういふように見ることができますか。

先程から何度も申し上げますように、やはり貧困というものが根本にあつて、そこから病氣も生まれ、そして障害も生まれ重くなる。そしてこれに対して適切な国の制度的な保障、こういうものが例えば医療制度あるいは障害者福祉の制度であれ、教育であれ、労働の保険であれ、適切な保障がなされれば玉野さんの場合も障害が重くならなかったらう。あるいは障害を軽減できなくても、例えば教育の保障が十分なされれば玉野さんも言葉に代わるものとして手話を獲得し、そして文字をもっと自由に書いたりする、彼女自身の能力獲得ができたのではないかと思います。それが彼女の生活をずっと見てみますと一番大きな問題だったように思います。

そういう中で玉野さんは生きて来たわけですが、今回この事件の被告人として被告の席に立たされているんですけど、それは玉野さんの人生の今までの歩みから見るとどういふふうに評価されますか。

そういう形で、障害者として戦前は消極道を余儀無くされ、戦後は人権保障の芽生えがあるかに見えたわけですが、その人権保障も彼女の生活全体には及ばないという状況で生きて来たわけです。その玉野さんが選挙演説を聞いて、自分達障害者や老人のことを考えてくれる人だというふうに候補者を思い、その思いを

伝える、あるいはその思いを実現するために選挙というものに自分が積極的にかかわりを持って選挙活動をしたということは、先程からお話して来ていますような障害者の大きな歩みの歴史から、そしてそれに対する人権保障の大きな流れからすれば、正に主権者として、歴史的に必然的な行動というふうに言ってもいいように思います。

今までお聞きすると、そういう障害者の問題は、コミュニケーションの問題をとらえての非常に複雑な問題を抱えています。また障害者問題全体をとらえるためにその障害者の生活全体を把握して行くということになると一般には理解されにくい、難しい問題だということも考えられますし、またそういうことを知らないで不適切な対応がなされるということも、社会的にはよくあり得るんじゃないかなという気持もするのですけど、そういう点から見ると玉野さんの事件について先生は何か気付かれた点がありますか。

障害者に対する理解が難しい、あるいはその障害者の持つている障害、これを理解することは難しい。障害者を理解することの大きな壁がそこに存在するというところで、この事件は非常に象徴的な事例と言っていると思います。少し「障害者問題」を研究する者として厳しく言えば、この事件にかかわるいろいろな関係者が、障害者に対する理解、あるいは障害者をめぐる問題に対する理解をもっと持っていたら、事件の展開はもっと違ったものになって来ただろうと思います。捜査段階から一審段階まで、あるいは高裁段階の途中まで、「障害者問題」としてはとらえられていなかったわけですから。そのことは、突き詰めて言えば、玉野さんが実は障害を持った、そういうハンディキャップを持った人間として見られていなかったということになるわけでしょう。そういった障害に適切な配慮がされるということによって初めて人間らしい生活が可能になるわけで、障害を無視されるということは、この事件の今までの過程において玉野さんの人間性が否定されて来た、こういうふうに申し上げても過言ではないと思います。

三 玉野事件の経緯と障害の無視

弁護人 さきほど証言で障害者問題はなかなか理解されにくい。そのために不適切な対応がなされることがある。そういう意味では玉野さんの事件はその点でも典型的な事例だと。この事件の最初から今までの経過を見れば、玉野さんの障害が無視され、それは人間性の否定にもつながるような事態だと、こういう先生のお考えを述べていただいたのですけれども、この裁判の過程で具体的に捜査の段階で先生がお気付きになった点はどんな点ですか。

(一) 捜査段階

捜査段階でも障害者の人権が保障されなければならない。障害に十分な配慮がなされた上で諸々の手続が進められなければならないということです。言語障害の場合はコミュニケーション障害ということで、障害者の不利になる場合が非常に多いわけですね。つまり障害者が事件に巻き込まれて、そこでたとえば捜査で調書取られるということになりました。自分の思っていることが、相手にうまく伝わらないわけですから。捜査の調書取る場合に不利な調書となるというようなことで、聾啞者からはこの取調べ段階から、そういった取調べに経験をもったような手話通訳者をきちんとつけろという要求が出されてきているわけです。こういう観点からみますと警察での供述調書というのは大変問題が多いと思います。それは、さきほどから話したように玉野さんの障害の程度が非常に重いわけです。間に玉野さんをよく知りその障害を理解しているという説明をする、あるいは通訳という言葉が適切かどうかですが、そういった仲立ちをする人がいて、なんとかわかるわけですから、そういった配慮がこの調書を取る段階でされているかどうか、内容的に見ます

と本人の言ったはずのことが書かれているように思います。

内容の真偽を争うかどうかは別に致しまして、先生が気付かれた本人が言ったはずのないようなことが書かれていると、言語障害者に対する対応が適切ではなかったのじゃないかと思われる点は、どんな点ですか。

たとえば「ダブル選挙」とか「戸別訪問」というような玉野さんが知っていなかったと思われる言葉が、使われているということですね。それから内容的にも疑問があります。たとえばこういう下りがあります。

選挙期間中に他人の家へ訪問して候補者への投票をお願いしたりすることは法律で禁じられていると、新聞やテレビを見てこれまでもよく知っていましたというんです。テレビを見てという下りは、これは可能性としてはあるでしょうが、新聞を読んだということですね、これはさきほど申し上げましたように仮名しか読めない。新聞を読むと虫が食ったようになるというような玉野さんの状況からしますと、非常に不自然ではないかと思えます。

それ以外に捜査の段階で先生がお気付きになったような点がありますか。

その他に、一審段階で検察官の尋問に答えています、調書の読み聞かせをしてもらってないといっています。ですから玉野さんは自分がしゃべった内容が警察官に十分通じていない。

検察官 証言内容について異議があるんですが、被告人の供述調書の内容等について、この証人にこのような証言を求めるというのは適切でないと思われるわけです。

弁護士 適切ではないというのは、どういう点で適切でないんですか。

検察官 取調べの状況等については他の方法によって立証していただくというほうが妥当じゃないか。この証人については、やはり立証趣旨にそった証言をさせていたきたいというように思うわけです。

弁護士 取調べが、違法だったかどうかとか、そういうことを証言で立証していただくというつもりは全然ない

んです。社会的に不適切な対応が、障害者に対してはなされるということが、間々あるというその例の一つということです。

検察官 調書の内容等について具体的に証言を求めているので、その点ちょっと適当じゃないというふうに思われますので、この程度にしていただきたいと思います。

弁護士 今読み聞かせの点があったんですけれども、それ以外に先生気付かれたことがありますか。

その他では今申し上げましたような点で警察の取調べの実態、特に聾啞者の問題にしているような状況が、この玉野事件の場合でも現われているということになると思います。ですから私が申し上げたいのは、警察での取調べ段階からこの法廷における審理まで一貫して手続的に障害者の人権が保障されるように配慮がなされるべきであるということです。

調書の点で確認だけ聞いておきますが、検察官調書は記録でお読みになりましたか。
はい。

それと警察の調書と比べるとどうでしたか。

検察官の調書は行数を数えましたが、一四行だったわけですね。そして警察官の調書は三〇三行にのぼるわけです。その間の内容に非常に大きな開きがあると私はよみまして、コミュニケーション障害を持つ人から調査取るということの可能性から言えば、実態はむしろ検察官調査程度しかとれなかったのではないかと
いうふうに思います。

その意味では検察官の調書は、玉野さんのコミュニケーションの状態を適切に現わしているということですかね。
そのように思います。

公判の問題で先生がお気付きになったような点がありますか。

(二) 一審公判段階

公判で言いますと、これはむしろ障害者の事件であるというふうな立証を一審段階では被告側もしてきませんでしたが、そうなりますと、たとえば障害者の人達が自分に関連ある事件だということで、法廷に傍聴に来るといような事態もありなかったのではないかと思います。公判段階でそういったたとえば障害ある人に対する傍聴を保障する。たとえばきょうは手話通訳がついてます。こういう手話通訳をつけることが、問題にはならなかったと思います。しかし二審段階でさきほど申し上げましたようにこの事件が障害者の問題であるということ、これが全面的に展開されてきましたから、そういう点では被告人本人及び傍聴者を含めて、その障害に対する配慮をしていかなければならないだろうというふうに思います。

公判の段階のことで先生がおっしゃった中で重要な点は、被告人の弁護士すら障害者の問題としてとらえることが出来ずに、そういう問題が審理の過程に現われてないということですか。

はい。

そのように障害者の問題についてきちんと把握して対応していくと、そのこと自体が、障害者の人権を手続的に守っていくということだろうと思うのですが、実際には非常に難しい。あるいは不適当な対応が行われているということが、この事件でもあるのですけれども、先生のような研究者の立場からこの裁判を手続面・実体面からご覧になって、研究者としてはどうでしょうか。

研究者としてみれば、そういった手続的な面ももちろんですが、本件の内容自体についてやはり大きな関心を持たざるをえないわけです。本件は、公選法違反の事件であるわけですが、それが一般的に論じられてきたわけです。それに対して玉野さんが障害を持っていながら、その障害をある意味で克服して選挙活動をする、自分の障害を乗り越えて選挙活動するということ、そのこと自体についてどう法的な評価をするか

ということが問われるわけでしょう。玉野さんが言葉に代えてつまりしゃべるといふことに代えて文書を手渡した。その文書配布が公選法違反になるといふ、いわばこの事件の本質が二審段階にはいつて初めて裁判の關係者に理解された。そのことは研究者にとつてもやはり新しい問題提起だったと思います。たとえば、日本福祉大学の小川政亮教授は一九八一年の国際障害者年段階で、主権者の参加権という言葉を使って、障害者にも主権者として社会に参加する権利があるということを強調されていたわけです（「障害者の基本的人権と社会参加の法構造」科学と思想、四二号、八一年）。しかし、それはごく少数というより小川先生が唯一主張されていた。現在ではこの事件を契機にして障害者の参政権保障をどういふふうにとらえていくかということは、たとえば憲法学会のレベルでも、あるいは社会保障法学会のレベルでも非常に大きな注目をあびているところであります。

研究者の間でも一つの盲点であつて、それ故にまた注目されていると、こういうわけですか。
はい。

四 障害の三層構造

弁護士 今までの井上弁護士からの質問の中で証人が答えられた内容としまして、障害を社会との関係でとらえると、こういうことについては説明されていたと思うのです。そのところで障害を三つのレベルでとらえる必要があると、このように言われておったのですけれども、この内容についてどういうことを意味するのか、説明していただけますでしょうか。

(一) 障害の三層構造とは

障害というものをいけば三層の構造でとらえるという考え方は、八一年に国際障害者年の行動が展開されて、だいたいそのあたりを契機として世界的に広まり、現在では国際的に定着した考えだといわれております。WHOでも国際障害者分類として、障害を三つの層に分けて促える考え方を早くから、発表しているところです。三層の構造といえますと、まず第一次的な障害としてインペアメント(impairment)をとらえる。これは訳はいろいろあるんですが、ここでは機能形態障害という訳これをとっておきますと、それが第一次的な障害。そして二次的な障害としてディスアビリティ(disability)、これは能力障害というふうに訳します。人によっては機能障害という訳を使う場合もありますが。それから第三次はハンディキャップ(handicap)、これはだいたい社会的不利というように訳されています。これがそれぞれ、インペアメントは人間の生物学的なレベルに対応し、ディスアビリティは個人的なレベルに対応し、ハンディキャップが、社会的なレベルに対応するというように考えられているわけです。

今言われました三層について詳しく伺います。まず第一次的な障害といわれましたインペアメント、これについてもう少し詳しく説明していただけますか。

これは、第一次的な、あるいはもつとも基底的な障害のレベルといっていると思います。たとえば、東大のリハビリテーションの上田教授の定義によりますと、機能・形態障害というのは「能力障害または社会的不利の原因となる、またはその可能性のある機能、身体的または精神的な、または形態の何らかの異常を言う」(上田敏『リハビリテーションを考える』青木書店、八三年)ということです。身体的または精神的な、あるいは形態の何らかの異常を言う、こういう定義をしています。これで言いますとちよつとなかなかわかりにくいのですが、別に欠損という言葉が使われています。ここでは一つだけ例をあげてお話ししますと、病気やあるいは事故によって、たとえば足を失うという、これが欠損ですね。このレベルを一次的なレベル、

インペアメントというようにとらえます。

次に二次的な障害として言われましたディスアビリティ、これはどのようなものでしょうか。

これは、同じく上田教授の定義によれば、「人間個人のレベルでとらえた障害であって、与えられた地域的・文化的条件下で、通常当然行うことが出来ると考えられる行為を実用性をもって行われる能力の制限、あるいは喪失を言う」ということです。つまり日常的にある程度実用的な行為、行動、その能力が制限される。さきほどの例で言いますと、足がないことによって歩けない。ただ歩けないだけでなく、日常的な生活をする上で障害になるようなそういうこと、つまり歩けないという、こういう状況をディスアビリティのレベルというふうに言うわけです。

それでは次にハンディキャップ、これについて続けてお願いします。

三層構造あるいは三つのレベルでのとらえ方が主張される意義は、ハンディキャップというところに着目している点にあるわけです。社会的不利というふうに訳されるように、この障害を社会的なレベルでとらえる。疾患の結果としてかつて有していたあるいは当然保障されるべき基本的人権の行使が制約または妨げられ、正当な社会的役割を果たすことが、出来ないことを言う」という定義がされています。つまり社会において当然保障されるべき人権が保障されない。あるいはそれが制約されるという状況ですね。あるいは社会的な役割を果たすことに障害がある。これが三番目の社会的不利のレベルということになる。さきほどの例で言いますと、足がないことによって歩けない。日常生活上たとえば歩けないことによって職場に行くことが出来ないということでは仕事が出来ないということになりますね。労働することが出来ない、あるいは社会生活にいろんな面で参加することが出来ないということで、社会的な不利益を被る。そのレベルを三番目のハンディキャップというレベルでとらえようということになります。

そのように三層構造でつまり三つのレベルで障害をとらえることの意味はどういうところにあるのでしょうか。

(二) 三層構造の意味―社会を障害者に合わせる

一つは、三つのレベルでとらえるということから、障害者を特別視しないということ提起している。つまり、障害者も人間として他の人々と基本的には同じ。ただそこに障害というものをもちつとるところが違っただけだから、特別な人間ではないということが、たとえば国際障害者年の行動計画の中で非常に強調されるわけです。障害を持つているだけで、特別な人間ではない。その障害に対して適切な対応をすれば、さきほどから何度も強調していますように、その障害者にとっても人間らしい生活を保障出来るという考えになるわけです。さきほどの例で言いますと、第一次的障害、足がないということに対して適切に対応するということでは、義足をつけて足を補う。一定歩行は出来てもそれが第二次障害という形で歩けないということになれば、そこに車イスという手立てを講ずる。そうすると動けるようになるわけです。しかし、車イスに乗ただけでは、その人がたとえば職場まで行って労働することが出来るかどうかとなると、現在では職場に行くまでに、たとえば電車に乗らなければならない。そういう場合には駅の階段が問題になるわけですし、電車に乗り降りして仮に駅に着いたとしても、今度は会社にはいるについてまた大きな障害があるということですね。そういう今度は第三番目の状況になれば、道路を直し建物をつくり変え、障害者が、アプローチ出来るようにしていく、そういうことによってさらに職を保障するということによって、人間らしい生活が可能になるということ、それぞれのレベルの障害に対して適切な対応を対置していくということが可能になるということです。こういう問題提起をしているというのが、二番目の意義です。それから三番目は今言いましたように個人のレベルで障害をとらえるだけでなく、つまり義足をし車イスに乗せて個人が行動出来るというだけでなく、いわば社会的に存在する差別や障害をなくす。アプローチをしやすいよう

に、道路を変え建物を変え階段をなくすという、こういう施策を施すのはもちろんですが、労働の権利や教育を受ける権利や社会保障・福祉等基本的な人権を保障する。そこまですと個人のレベルで障害を解消するのではなくて、社会を変えようという視点が当然に出てくるわけです。これまた国際障害者年の行動計画の中で言われていますように、障害者を変えて社会に適応させるのではなくて、社会を障害者に合わせるということが強調されるわけです。障害者を社会に合わせるのではなくて、社会を障害者に合わせるように変えていくということ、こういうことがこの三層の構造で障害者をとらえることの結果として出てくるわけで、そこに非常に大きな意義があるように思います。

そうしますと、今の話で三層構造でとらえられることの意味として、障害者を社会に合わせるのではなくて、社会を障害者に合わせるということでご説明いただいたのですが、今までの話は障害一般についての話でしたけれども、今度は言語障害ということについてお伺いしたいと思います。まず言語障害と一般的に言われておりますけれども、これは定義として言われるとどのような形になるのでしょうか。

(三) 言語障害とは

学問上で言いますといろいろ言われているようですが、定義に共通なものはまだ出ていないようです。

言語障害というのが、学問領域としては、比較的新しい領域で議論されているということの反映だと思えます。一応定義を私なりにしてみますと、「疾病や事故が原因となり話し言葉が一般の人々とひどくかけ離れているため、聞き手や話し手の注意が話し言葉それ自体に集中してしまい、コミュニケーションが妨害され、話し手が社会的な不利益を被ること、あるいは生活を営む上で支障を生むこと」ということになると思います。

言語障害の原因としては、玉野さんの場合はあごの骨がない、その他あるようですけれども、原因としてはいく

つかあるものでしょうか。

原因はいろいろありますね。聾のように聴覚・聴力を全く失っている場合、あるいは難聴のように聴覚に障害がある場合、それから脳性麻痺による、四方証人の場合はこの例になりますが、それから口蓋裂こういう場合、あるいは最近では、あまり解明されていませんが自閉症あるいは緘黙による言語障害という、新しい言語障害のタイプも出てきています。

今言われました言語障害を三層構造にあてはめてみると、それがどのようなものとしてとらえられることになるのでしょうか。

さきほどの定義の関係で言えば、疾病や事故が原因であって、話し言葉に不自由があるというレベルがインペアメントのレベルですね。それからそのことによってコミュニケーションが阻害される。つまり自分の意思が相手に十分伝わらないという、これがディスアビリティのレベルになるわけです、そのことによって社会的な不利益を被る、生活上のいろいろな不利益を被るというのが、ハンディキャップになるということです。

本件の被告人の玉野さんに具体的にそのことを当てはめて説明していただきたいのですが。

玉野さんの場合で言えば血管ばれと、ほほの骨とあごの骨をとったこと、これが原因で言葉がうまくしゃべれない。これが一次障害、つまりインペアメントのレベルだといっていいでしょう。そして二番目にディスアビリティということになりますと、そのことが原因で言葉が不自由で相手とうまく会話が成立しない。つまりコミュニケーションの障害があるということになります。そして三番目にハンディキャップですね。たとえば仕事につけなとかあるいは教育を十分に受けられないというようなハンディキャップがあるわけです。何よりもこの事件に即して言いますと玉野さんの場合のハンディキャップは選挙の時に文書を配って

それが公選法違反で逮捕されて起訴されて、しかもこういった裁判を強いられるという、この人権を侵害されている状況こそがハンディキャップそのものだろうと思います。公選法による規制がなければ、彼女は自由に配れて、そもそもこの面でのハンディキャップはなかったことになり、仮にその文書規制があったとしても、それが適用されなければ、彼女にとってのハンディキャップに転化しないということになるわけでしょう。

今までのところで障害それから言語障害について三層構造でとらえることの意味を説明していただいたわけですが、今度は現在の法律や制度からみて障害というものはどのようにとらえられているのか、その点を説明していただきたいのですが。

(四) 日本の法と障害者概念

日本の障害者概念は非常に狭いと言えます。それが法律や法制度になりますと、さらにしぼり込まれているわけですし、そこからいろいろな問題が生じているということだろうと思います。

具体的に法律についてお伺いしますけれども、障害者についての基本法として、「心身障害者対策基本法」がありますけれどもこの法律の中では障害というものをどのようにとらえているのでしょうか。

心身障害者対策基本法は、身体障害者を初めとする障害者の施策にとつての基本法、いわば障害者施策の憲法といってもいいと思いますが、そういう基本法としてもっとも重要な法律になるわけです。第二条で定義をしています。この法律において心身障害者とは「肢体不自由・視覚障害・聴覚障害・平行機能障害もしくは言語機能障害・心臓機能障害・呼吸器機能障害等の固定的臓器障害、または精神薄弱等の精神的欠陥があるため、長期にわたり日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者をいう」と、こういう規定になっているわけです。この心身障害者対策基本法は一応「社会生活に相当な制限を受ける者をいう」と規定して

いまして、さきほどからお話したことで言えば、ハンディキャップの面に注目しているように受け取れます。だからやや広い概念で障害者をとらえているということが一応言える。しかし、その前段のところでいろいろ限定を加えてますから、結局最終的には非常に狭い障害者のとらえ方をしていると云わざるをえないわけです。

身体障害者福祉法という法律がありますね。

心身障害者対策基本法のほうで話をしますと、今申し上げましたように一見日常生活よりも広い社会問題に着目しているようですが、実は非常に限定的なわけです。その理由を申し上げますと、一つは今読んだところでおわかりいただけるように、この規定が限定列挙になっています。障害者というのはこういうものを言々と限定して例示してあるわけですね。ですからこれ以外のものはここで言う心身障害者にはならないということになります。二番目にはそういう障害を掲げた上で、たとえば固定的臓器機能障害という言葉が使われております。「固定的」であり、かつ「長期にわたる」、それから「相当な制限」を受けるものというふうに限定を加えているわけですね。たとえば固定的ということ言いますと症状が固定するということがよく言われます。つまり病気が治るか、あるいは病気を治療しても治らないか、そういう状態になった場合を固定的といいます。ちなみに、私の腰痛は、これは病気ということでしょうが、たとえば私が腰痛があるといっても、これは障害には認定されない。固定していないからということになります。さらに長期的、これは後で申し上げますが、短期の人がここからは排除されるということになるわけです。せっかく基本法で広い概念設定をしたかのように見えますが、それをいろんな点で限定してしまつて本来の趣旨を生かしきれないということになります。心身障害者対策基本法は障害者福祉にとつての基本法でありながら、障害概念の点では身体障害者福祉法と精神薄弱者福祉法、両方を合わせただけのものになっているということです。

身体障害者福祉法、この中でも身体障害者ということについて述べられているようですが、身体障害者福祉法のほうでは障害というもののとらえ方はどのようなになっているのでしょうか。

玉野さんは、さきほどからお話しているように言語障害ということで、身体障害者になるわけです。その身体障害者福祉法は、第四条で身体障害者を定義づけています。法律では、「身体障害者とは別表に掲げる身体上の障害がある一八才以上のものであって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう」という規定になっています。別表で身体障害者の定義をしている。その身体障害者が手帳の交付を受けて福祉法上の身体障害者として認められてはじめて福祉法上のサービスをいろいろ受けられるという仕組みになっているわけです。その別表に掲げられている身体障害者、これは最初だけ読んでおきますと、次に掲げる視覚障害で永続するものというようになりますが、視覚障害。それから聴覚または平行機能障害。それから音声機能または言語機能障害。そして肢体不自由。心臓じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害。この五つの類型を身体障害者としてとらえているわけです。五番目の点は、いわゆる内部障害といわれるものですが、その他政令上膀胱や直腸や小腸に機能障害がある人が加えられている。これが福祉法上身体障害者といわれる障害者のとらえ方ということになるわけです。

そうすると、身体障害者福祉法においてもやはり今述べられましたように永続あるいは視覚障害その他例示されておりますけれども、やはり限定的なとらえ方をされているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

はい。今読みましたように「永続」するものということですし、それから機能が「喪失」した場合、あるいは「著しい」という言葉を使っていますが、非常に限定的になります。それからもとこの別表に掲げられているものの以外の障害は、身体障害者福祉法上の身体障害者ではないということになるわけです。その他もう一点重要な点は、身体障害者福祉法の第一条、法の目的についてです。この法律は身体障害者の更生を

援助し、その更生のために必要な保護を行い、もって身体障害者の生活の安定に寄与し、その福祉の増進をはかることを目的とする。とうたっているわけですが、この法は身体障害者の更生の援助と更生のための保護をする。更生というのはいろいろの考え方がありますが、社会的とりわけ経済的に自立した状態というふうにとらえられてきました。そのことから言いますと更生の見込みのないものは身体障害者の福祉法上の身体障害者からはずされるということになります。もっとも更生についても永続ということについても、かなり、最近の障害者のいろいろな運動の反映として緩和をしてきています。たとえば一九八四（昭和五九年九月二八日社更一二七）年に出されました社会局長の通知で言いますと、更生というのは従来のように経済的に、あるいは社会的に自立した状態というように限定しないで、日常生活の能力の回復を含む広義なものとしてとらえるべきだというふうに。だから障害が治って仕事に出かける、仕事をして自分で経済的に自立していける、こういう意味で更生を使わないで、仕事には行けないけれども、自分の家で寝起きをして生活が出来るという、そういう能力をつけられいいということです。そういうレベルに緩和した。それから永続というところで言いますと、将来的に全く回復の見込みがないというようなレベルでとらえないで、将来回復する可能性がきわめて少ないもの、これで足りるというふうに緩和してきています。きわめて少ないものであれば足りるということですから、これでも、ごく限られた場合になるでしょうが、こういった緩和規定がもうけられています。しかし、同じ社会局長通知の中に、障害認定については適正化に努めることという一項があります。現在特に問題とされていますが、障害の認定について非常に厳しくなっています。一方で緩和しながら他方で引き締めをしているというのが現在の福祉行政ということになるわけですが、基本的には障害というものを非常に狭くとらえようという、こういう考え方は変わっていないように思います。

そうしますと、今説明していただいた現行の法律や制度の問題点として、目的自体の問題あるいは範囲の限定こ

のようなことを述べられたのですけれども、まとめて法律上・制度上の問題点を説明していただくと、どのような形になるのでしょうか。

今説明してきましたように、非常に限定的だということですが、第一点は心身障害者対策基本法や身体障害者福祉法に規定されていない、例示されていないものは、障害者福祉法や障害者立法から排除されているということです。たとえば一番大きな問題は、精神障害者が排除されている。それからんかんの人達が排除されていますし、難病の人々、そして内部障害のうちでは、さきほど例示しました、六つ以外は内部障害がある場合でも、障害者としては認定されない。肝臓の疾患の問題、これも大きな社会的問題になっているわけです。二番目には福祉法のところでご説明しましたように、たとえば永続ということで言いますと、これは一時的なものは除かれるわけですから、病気による障害というものは、これは除かれてしまうわけです。それから同じように固定という問題もあります。固定したものを障害ととらえるわけですから、進行中のものは排除される。このあたりでは難病等が問題にされているところです。それから著しいという言葉で言っていますから、軽度のものはここで排除される。そして他方更生ということを身体障害福祉法は、法の目的に掲げますから、更生の見込みのない者は排除されるということで、実は最重度の人達がこの法から対象外にされてくるわけです。軽度・重症、両者共に排除されることになります。もう一点付け加えておきますと、重複の障害についても今申し上げましたような障害概念の狭いということ、等級が非常に厳しく、認定の場合には出来るだけ軽い等級に認定していこうというのが一般に行われてますから、そうなりますと重複障害というものもなかなか認められない状況にある。これも緩和規定が出ていますが、これがなかなか認められないということが大きな問題点だと思います。

その中で特に本件で問題になっていきます言語障害についても、やはり法律上そのような限定がされていて、問題

が多いということでしょうか。

そうですね。言語障害の場合を少し具体的に考えてみますと、身体障害者福祉法上で言いますと、音声機能または言語機能障害ということになっているわけですが、これが、二つのタイプに分けられています。一つは音声機能または言語機能の喪失ですから、全くその機能を失った場合ですね、これが三級というように等級で言う位置づけられるわけです。二番目が音声機能または言語機能の著しい障害で永続するもの、これが四級なんです。音声機能と言語機能の場合は三級と四級しかないわけですね。さらに具体的にもう少し言いますと、玉野さんの場合は四級ですから、著しい障害があつて永続しているということになるわけですが、その意味は「音声または言語機能の障害のため音声言語のみを用いて意志を疎通することが困難なものをいう」ということになります。音声言語のみを用いて意志を疎通することが困難なものを言うわけですね。これが音声機能または言語機能の障害の四級で、さきほど診断書を紹介しましたが、あの診断書に書いてあった文言と、これが符合するわけです。一般的に言語障害という言葉を使っていますが、それを法律上の用語で言いますと音声機能、言語機能の喪失又は著しい障害ということになるわけです。

今の言語障害についての説明で等級の問題点について説明されたと思うのですが、その他にどのような問題点があるのでしょうか。

等級の問題は非常に大きな問題ですので指摘しておきたいのですが、言語障害の場合三級と四級のみということは、たとえば年金で言いますと障害基礎年金の受給資格がないということになります。ですからこれは特に聴覚障害、つまり耳が聞こえないことを原因にして言語障害を持っている、しゃべれない、こういう人達の中で非常に大きな不満があるわけです。聴覚障害自体一級がなくて二級からなのです。言語障害は三級と四級。たとえば聴覚障害を持っている人を外見上で見ますと、これは障害があるのかどうかわからない。

それに比べて上肢がないという、これは一級ですから、それから下肢がない、これも一級です。これは一見して障害があつて大変だということはわかるわけですね。そういう点から言えば肢体不自由やそういう人に比べて聴覚障害あるいは言語障害という人達の障害が非常に低くみられているということですね。それが一番大きな問題だと思います。それから二番目は今申し上げましたように、聴覚障害者の場合は言語障害といわば重複しているわけですが、そのことが、十分に評価されないということですね。これは、重複障害の認定のしかたに大きな問題があるわけです。三番目に重複障害の認定のしかたについて。これは八四（昭和五九年、前述社更一二七）年に緩和されました、それ以前は同一の等級障害、たとえば二級と二級の障害があつた場合は、これは重複している場合は一級にあげると、こういう認定のしかたをしていたわけです。それが二級と、たとえば聴覚が二級で言語が三級だと、こういう場合は重複障害として扱ってなかつた。それを八四年段階からそういう同一等級でない場合、二級と三級の場合も重複として扱う、こういう重複障害についての緩和をしました。ところがその緩和については音声機能障害、言語機能障害とそしゃく機能障害については重複認定をしないという扱いがされました。玉野さんの場合、さきほど説明しましたように言語障害があり、そしてそしゃく機能障害があるというのは診断書に書かれていたんですね。ですから障害が重複しているのですが、これが重複障害としては認定されないわけです。ですから言語障害だけが認定されるということになる。そういう点ではこの重複障害の認定の問題でいろいろ不都合が出てきているということが言えると思います。

今まで述べられたことが、そうすると言語障害についての法律上の問題ということで考えてよろしいですね。
はい。

（以上、八八年九月二八日、第八回公判）

五 障害者、言語障害者の実態

弁護人 当審弁護人証拠請求番号六四「昭和六二年身体障害者実態調査結果概要（続）」と題する書面を示す。

これの一ページを示しますが、これによりますと聴覚言語障害者を更に分類して、聴覚障害者が三二万九〇〇〇人、それから音声言語機能障害者が三万一〇〇〇人、このようになっていてるわけですが、この統計からみますと、玉野さんのように言語に障害がある人が三万一〇〇〇人であると、このように読むものなのでしょうか。

(一) 障害者の数

玉野さんの障害は、ここで言うところの音声言語機能障害者に分類されますが、聴覚障害とされているこの三二万九〇〇〇人の人も多くの場合は言語障害を持っているということです。両方合わせた数値は約三十五万人になり、むしろ言語障害者ということ言えば、こちらの方が実数に近いと思います。

そうしますと、ここに聴覚、音声言語障害者が三万五〇〇〇人となっているわけですが、この大部分が言語に障害があるということになるわけですが、前回述べてもらいましたように、現行法や制度上で多くの障害者が障害者と認められていないということからしますと、この三万五〇〇〇人という数値も実態よりも相当少ないことになるのでしょうか。

前から説明していますように、障害概念が非常に狭いわけですから、その障害者としてとらえられない人がいる。それから調査自体で言いますと、これは在宅の障害者、一八歳以上の人の調査ですから障害児の人が除かれていまして、別の厚生省の調査で言いますと、在宅の障害児が一万三六〇〇人という数が挙げられ

ています。それから施設に入所している障害児・者も除かれていますからこの数自体少ないわけです。

今、統計で障害児それから施設の入所者と言われたのは、いずれも聴覚音声言語障害を持っている方の数でございますね。

はい、そうです。

そうしますと、それらの問題をふまえて実態を正確に表わした調査なり統計というものはあるのでしょうか。

残念ながら現在の段階ではないと言っていると思います。

当審第四回公判廷における証人四方宣行の尋問調書末尾添付の障害者手帳（写）を示す。

今、四方さんの障害者手帳を見てもらっているわけですけども、この四方さんの場合には非常に証言が聞き取りにくく調書上も聞き取り不能となっている部分もあるわけですけども、障害者手帳によりますと脳性小児麻痺による四肢痙性麻痺となっていて言語障害とはしるされておりませんね。

（うなづく）

そうしますと四方さんの場合には、今言われた言語障害者の統計の中には入っていないことになるのでしょうか。

入っていないことになります。理由としては恐らく音声言語障害者の場合は、既に説明しましたが、機能を喪失しているか著しい障害がある場合ということですから、その観点からすると四方さんの場合はむしろ軽いと認定されるのではないのでしょうか。これは現実には申請をしてみないと分かりませんが。それから仮に四級なり三級なり認定されたとしても、統計上は今の四肢の痙性麻痺といういわゆる肢体不自由のところに入ってきますから、そうすると言語障害というのは統計上表われない。そして仮に四級とその肢体不自由ということで重複して認定すれば、統計上は重複ということで上がってくるのですが、現在の法制度で言いま

すと四肢の痙性麻痺の二級とそれから言語障害の四級なり三級というのは重複しても級が上がりませんから、重複障害者としては出てこないということになります。

しかし先生は前回説明されましたように障害者を三層構造でとらえる。こういうことになると、四方さんの場合にもコミュニケーションに障害があるという意味で言語障害者という概念に含まれるべきであると、このように思うのですが、いかがでしょうか。

広い障害者概念ということでは入りますし、私自身は狭い障害者概念ですね、日本の法制度でとらえても入ると思います。特に今まで説明してきましたように、ハンディキャップというところから考えますと四方さんのコミュニケーション障害というのは非常に重いものですし、そういう意味ではまさに言語障害者と言わなければならないと思います。

そうなりますと、今の厚生省の調査では障害者全体の数が二四一万三〇〇〇人となっておりますけれども、この障害者全体の数もまた実態を表わしたものではないと、このようになるものではないでしょうか。

はい。まず最初に申し上げなければならないのは、対象者が限定されている。今まで説明してきたような身体障害者福祉法上の障害者を対象にした調査ですから、そこに入らない障害者は最初から除かれているということです。それから調査自体にも非常に問題がありまして、この厚生省調査は大体六五〇〇人程度を対象にしています。その推計値として二四一万三〇〇〇人という数を出しています。ですから二四一万三〇〇〇人を調査してこれだけいるという数値を出しているわけではないわけですね。実際、そういった調査は非常に難しいわけですが、地方自治体レベルで言いますと悉皆調査ですね、つまり障害者全員に当たって調査をするということをやっているところもあります。その自治体レベルの調査とこの全国レベルの調査とを比較してみますと悉皆調査をやると数がずっと多く出てきます。その辺りのことは私の論文で「地方自治体に

おける障害者の生活」というのを書いておりますが、その中でも触れていますので見ていただければと思います。そういうことで、この厚生省調査の障害者数というのは非常に少なめに出ているということが一般に指摘されているわけです。

今、調査自体のことを言われたわけですが、先ほどの聴覚音声言語障害と同じように障害児、施設入所者が除かれているという、こういう点も同じと考えてよろしいですか。

そうですね。

それから障害者の要件が非常に厳格であって除外されている人も多いと、こういうことも同じようにあるわけですね。

はい、既に指摘したように、例えば精神障害者はこの中に入ってませんし、それから知恵遅れの障害者ですね、精神薄弱児・者ですか、こういう人も入っていません。そのほか難病等も入っていませんから。

分かりました。それではこのような障害者の数というのは、諸外国の統計と比較して何か特徴があるものでしょうか。

諸外国の状況と比較するというのは非常に難しいことですが、まあ参考までに挙げられている数値と比較します。厚生省の調査で人口千人比が出されています。八〇年に行われた調査の数値で取りますと、二三・八という数値が出てますが、これをほかの国と比較してみますと、例えばイギリスでは日本の数値の三・二七倍ということになりますし、オランダでは三・六四倍と、それからアメリカでも六・一倍ですね、更にスウェーデンに至っては日本の一四・六倍という数値が出ています。ですからそれだけ障害者の数が多いということになるわけです。更に国連の国際障害者年行動計画等の文書では、世界の人の一〇人に一人は障害者であるというふうに言われています。この考え方で言いますと、非常に障害者は多い、ということになります。

ますね。

そうしますと、今の外国との比較といえますのは、日本の場合が特別に障害者が少ないということではなくて、調査方法なり障害者概念に問題があるために、障害者の統計が非常に少なめに出てきているとこういうふうに考えればよろしいのでしょうか。

はい、そういうことだと思います。

裁判長 今の外国の数字ですけれどもね、これも聴覚言語障害に限った数字ですか。

聴覚言語障害ではなくて全体の障害者です。聴覚言語に限った数値というのは、今のところ明確なものは出ていません。

弁護人 そうしますと先生の考えられている障害者概念で考えますと、我が国にどの程度のどのくらいの障害者がいると考えられますでしょうか。

これも非常に難しいことですが、例えば日本の障害者団体である「障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会」という団体がありますが、そこが推計している数値があります。これは八六年に出しているわけですが、この数で言いますと四五二万人以上いるという推計値を出しています。この数は厚生省の障害者概念に比較的近いところで出しています、それに先ほどから言いましたような精神障害者あるいは難病ですね、それから身体障害児あるいは精神薄弱児・者、こういった人を加えた数です。それだけでも四五二万人という数になる。更に国連の先ほど紹介しました考え方で言いますと、この中には事故に遭った人、例えば交通事故等に遭った人、それから病氣の人等が含まれます。こういう概念で一〇人に一人ということになりますと、この今申し上げた四五二万人という考え方もこれも非常に少なめであるということになると思います。まあ一〇人に一人ということで言えば、日本では一、二〇〇万人という数になるだろうということですね。

そうすると国連で言われている一〇人に一人という大まかな目安になると思うのですが、これが我が国の場合にもほぼ当てはまるのではないかとこのように考えてよろしいでしょうか。

はい、今までお話ししてきた三層構造でとらえるというような考え方から言えば、そういう観点から障害者そしてその問題を考えるべきだろうと思います。ということは「障害者問題」といっても非常に大きな広がりを持っている。あるいは更に言いますと障害者というものが何か特殊な存在、特別な存在であるかのようになんて言われていますが、そうではない。むしろ例えば先ほど挙げました交通事故あるいは病気の人ということになればむしろ我々みんながその障害者になり得る可能性を持っているわけです。まあ「明日は我が身」というようなことも言いますが、そういう問題でもある。実は国連がその三層構造を提起したのは、これは既にお話しましたが、そういう観点から障害者及び「障害者問題」をとらえるということ強調することに連なっているわけですね。

そうすると、障害者問題というのは決して特殊な問題ではないと、みんなの問題であるということになるわけですね。

はい。

(二) 言語障害者のハンディキャップの実態

それでは、その中で本件で問題となっています言語障害者に限ってお尋ねしますけれども、この言語障害者は実際の生活上いろんな場面で不利益があると思うんですけれども具体的にどのような場面で不利益を受ける、つまりハンディキャップを持っているものなのでしょうか。

その点につきましては、先ほど証拠物として採用された出版物ですね、それから既に証拠として採用されています、全日本ろうあ連盟で出した手話通訳制度調査検討委員会の報告、それは六五号証になりますか、こ

の中に具体的に書かれています。

当審判人証拠請求番号六五、手話通訳制度調査検討委員会報告書（八五年五月二〇日）を示す。

この中で、ろうあ者の生活をめぐる問題点、コミュニケーションをめぐる問題点ということで書かれています。詳しくはこの内容ということになると思うんですが、それが様々な面であるということですね。

そうですね。ここに挙げられています例で言えば家族関係、医療関係、職業関係、教育関係、司法関係、文化関係とそれから日常的な問題として、その他との事例が挙げられていますので、ここに出ていますように非常に深刻なハンディキャップを受けていると言っていると思います。

当審判人証拠請求番号六七（大阪高裁昭和六一年押第一三七符号五九）「聴覚障害者問題の理解と解決のために」（聴覚障害者問題研究会編、八二年版）と題する本を示す。

その中で特に二一ページのところに、社会生活上のいろいろな不利益ということが具体的にイラストで載っているわけですが、そこにも教育、家庭、法律、職業、結婚、社会こういう多方面にわたってハンディキャップを持っている。こういう内容が示されているわけですね。

はい。

当審判人証拠請求番号六八（大阪高裁昭和六一年押第一三七符号六〇）「聴覚障害者の生活の中での手話と手話通訳者の役割」（野沢克哉編著、聴覚障害者問題研究会発行、八七年）と題する本を示す。

ここにも、いくつも具体例が挙がっておるようですが、特にその一例として一七ページのところに服を買に行つて「布地のみ三万円」と、仕立て代が別になっているということが分からずに問題が起こったというような例が挙がってますけれども、そういう例で分かりますようにいろんな面でコミュニケーションができないあるいは困難なことによる不利益があるわけですね。

はい。

当審弁護人証拠請求番号六四「昭和六二年身体障害者実態調査結果概要（続）」と題する書面を示す。

五ページを示しますが、その中で特徴的なものについて簡単にお聞きしますけれども、まず先ほど見てもらった厚生省の調査で、この調査結果によりますと、障害者全体の就業率が二九％、それから聴覚音声言語障害者の就業率もそれと似たようなものになっているわけですが、このことは統計上からも職業上のハンディキャップを示していると、このように考えてよろしいでしょうか。

はい。

その職業上のハンディキャップの内容につきまして少し先生のほうからその統計を見ながら説明いたしたいと思うのですけれども。

この統計に出ていますように、聴覚言語障害の場合、就業率が二八・三％であるという数値です。総理府の労働力調査で一般の就業率、一五歳以上ですが、これは五九・〇ということですから半分以上の就業率ということになります。それから就業の中身ですが、これは他の障害者と比べましても一つの大きな特徴があります。第一番目に職種の間ですが、ここに出ていますように技能工、採掘、製造、建設、労務という仕事に就いている人が非常に多いということ。それからもう一つは農林漁業ですね。つまりあまり話をしなくても、あるいは話を聞かなくてもやっていけるような、そういう職業に就いているということですね。それから就業上の地位ということで見ても、他の障害者に比較しても特徴があります。それは臨時雇い、それから家族従業者が多いということです。こういう点で言いますと家族内でのふだん会っている人とやっていけるわけですから、特別のコミュニケーションを必要としないということですね。それから臨時雇いが多いということは、そういうコミュニケーション障害が一般の常勤の職に就くことを妨げているということをよく

表わしていると思います。

そのほかに言語障害者のハンディキャップについて何か分かりやすい事例がありましたら一、二簡単に紹介していただけますでしょうか。

今のは職業上のということですが、実はコミュニケーションがうまくいかないということで、生命の危険すら起きることがあります。例えば、これは報告書のほうに出ていますけれども、病院へ行って医療を受けようということになりますとお医者さんに症状を訴えなければならぬ。問診を受けるわけですが、そこでうまく意思が通じないということで死亡した事例があるというふうに、ここの報告書の中では紹介されています。まさに言葉がうまくしゃべれない、あるいは聞き取れないということで命が奪われるという、そういう事例もあります。また、日常生活的に、例えば緊急のときに電話がかけられないということがありますね。もっと具体的な例で言えば、移動の自由が奪われるということで、例えば駅に行って切符を買う場合に非常に不便があるというような、そういう事例もあります。

まあ挙げただいたらいきりがないと思いますので、その程度にしておきますが、そのような具体例からみまると言語障害者が負っているハンディキャップというものは、実は非常に大きいものではないかと、このように思われるのですけれども、その点いかがなものでしょうか。

はい、現代社会において、情報の占める地位ということ、情報の重要さということは最近特に強調されてきているわけですね。そういう意味では、情報の伝達手段としてのコミュニケーションというのが非常に重要であって、先ほど述べてきましたように、死活にかかわる問題といっても過言ではないと思います。その点ではコミュニケーション自体が基本的人権の一つであるという考え方も最近強調されているところであります。となりますと、基本的人権が侵害されている、あるいはその人権保障が制約を受けているというこ

とですね。これがハンディキャップということですから、その意味では非常に大きなハンディキャップを受けているということになります。しかも特にろうあ者のような、あるいは言語障害を持っている人の場合は、形態的な「異常」というのが見えにくいわけですね。つまり外から見ると障害があるかどうか分からないということと、その障害及びハンディキャップについて理解されにくいということです。コミュニケーションの重要性が認識されないということと同時に、その言語障害者の障害自体が一般の人に理解されにくいという、そういう問題があるわけですからより一層ハンディキャップというものが大きくならざるを得ないと思います。

(三) 言語障害者のコミュニケーションの手段

それでは、言語障害者にとつてのコミュニケーションの手段ということになるわけですが、私たちがふだんこうやって口でしゃべって耳で聞いている音声言語ですね、これ以外のコミュニケーションの手段あるいは情報伝達的手段としては、どのようなものがあるわけでしょうか。

音声言語に代わるものとして、口話、それから手話、それから筆談、それから身振りそれからこの事件でも問題になっているような文書等があると思います。

音声言語に代わるものとして挙げられました口話、手話、筆談、身振りなどがあるわけですが、これらのものは、これを使えば音声言語とほとんど同じような形でコミュニケーションができるものなんではないでしょうか。

いえ、それぞれ長所、短所がありますからどれかひとつで音声言語にとつて代われるというようなものはありません。

具体的に伺っていきます。口話について伺いますけれども、口話というのはどのようなものでしょうか。

口の動きで相手の話を読み取ったり、それから自分でも声を出して話をする、そういう方法ですね。

その口話には、どういう長所、短所があるのでしょうか。

一番大きい長所としては、これは何と言っても「健常者」とのコミュニケーションというのが可能になるということですね。まあ、普通しゃべるといふそういう形に近いことになりますから、あまり奇異感を与えないということになります。それから短所としては口の動きを見て話の内容を読み取るわけですから、非常に緊張を伴うわけでして、まあ大体二〇分が限度というふうに言われていますし、口の動きを読み取るためには正対した関係でないと読み取れませんね。ですから口の動きが見えるような関係でないと読み取れません。それから日本語は同じ口の形をして発音する文字が非常に多いと言われていますから、そうすると口の形としては同じでも、言葉としては違うものがたくさんあるという、こういうことになってきます。それから話す場合ですけれども、特にろうの人にとっては、自分がしゃべった内容を耳で聞いて確認するということとができませんから、そういう意味では正しい発音をしているかどうか確認できない、こういう欠点があるわけですね。

それから次に手話ですけれども、これはこの法廷内でもやっておりますように見て分かりますけれども、その手話の定義ということになりますとどういふうな定義になりますでしょうか。

手や指の形や動きで相互に意味を伝え合う方法と言っていると思います。

この手話にはどういう長所、短所がありますか。

長所としては、口話に比べて形が見えやすいということと受け取る側としては受信が正確にできるということですね。それから受信の際の心理的負担が少なくて済むと言われています。中身言えばまあ、自然で直接的表現であるがために意思を簡明に表わすことができるということで、全体としてはろうあ者にとって自然な方法であるというふうに言われています。それから短所としては先ほどの口話と違ひまして「健常者」

との間に会話をする場合は非常に大きな壁が存在するということです。『健常者』にとって手話を使っているということで言うとは非常に奇異な感じがすると言われていますから、特異な集団だというふうな見方をされかねないということがあります。それから話の内容で言いますと、語い数が少ないというようなことから、抽象的な概念を表わすにはかなり限界があると言われています。まあ全体としても時間がかかるということもありませんし、この法廷で今やっていらっしやいますが、法律用語等はこれを手話通訳するということは非常に難しいというふうに言われています。

『健常者』との会話の壁という意味で言いますと、その手話を分からない『健常者』がまあほとんどではないかと思うんですけれども、手話ができる人というのは別に『健常者』に限りませんが、全体でどれぐらいの数いるものなのでしょうか。

これも正確な数というのはなかなかつかみにくいと思いますが、全日本ろうあ連盟で出されています手話通訳士認定基準等に関する報告書、これは八八年の三月三〇日に出されていますが、その中に手話を多少とも理解できる人口は聴覚障害者を含めて五〇万人を超えと言われています。聴覚障害者自体は、まあ一八万人いるか……そういうふうな指摘もされていますが、数としてはそういう数ですね。それから手話を学ぶ人たちが毎年三万人を超えていると言われていますから、次第に増えてきてはいます。特に手話奉仕員ですね、これは手話通訳ができる人ですが、この人たちが三万人、それから特に程度の高い手話通訳能力を有する者が二〇〇〇人という数で言われていますから、やはりだんだん増えてきているとは言っても、手話を解し、あるいは更に通訳ができる人となると非常に少ないということになると思います。

次に筆談ですけれども、この長所と短所というのはどのようなのでしょうか。

何と言っても筆談はやはり正確に意思を伝えられるということが長所だと思えますが、その反対にやはり

しゃべるような形で手軽に意思疎通はできないということですし、書くための道具も要ります。ということ
で会話性に欠けるということが言えると思います。

会話性に欠けるというのは、音声言語のように、私が質問して先生が答えるというような、このような往復です
ね。こういうのがスムーズにいかないというふうに考えてよろしいでしょうか。

そうですね、丁々発止というわけにはいかないという、そういうことですね。

まあ筆談の場合には、そのほかにその人の表現力や文章の理解力、そういう能力もまた問題になってくるように
思っていますけれども、そういうものも関連してくるわけでしょうか。

そうですね。

身振りの点については省略しますけれども、今述べていただいた音声言語に代わる手段、これに比べて文書とい
うものはどのような特徴を持っているものでしょうか。

筆談と通じるところがあるわけですが、やはり内容が正確に伝わるということですね。その内容が保存し
ておけるような、あるいは記録にとどめられるということですが、そういう性格はありますし、更には永続
的な性格も持っている。そして内容から言えば、抽象的な高度の内容も伝え得るということになります。そ
して実はこの長所の点で言うところと強調しておきたいのは文書が言わば手軽に使える手段であることであ
る。つまり相手に対して自分の考えていることや伝えたい内容が文書という形になっていけばそれを渡せば
済むわけですから、後は読んでもらうという形になりますから、ある意味では話し言葉でいろいろ説明する
よりも、ストレートに自分の意思を伝えられるという簡便性があると言ってもいいかもしれません。それに
反して短所はもちろんそういうことです。弾力性がないということになりますし、更には会話に比べれば
即時性に欠けるというようにすることにもなるわけでしょう。

それから文書ということと言えますと、現在、電話に代わるものとして電話ファックス、つまり文書を電話回線を使って送るという機械が相当普及してきました、言語障害者の間で注目されているようですけれどもその電話ファックスというのは言語障害者のコミュニケーションにとってやはり大きな役割を果たしているものだと思うのですがどうでしょうか。

遠隔地にいる人との間のコミュニケーションの手段としては非常に有力だと思います。しかしファックス自体値段も高いですし、一般的にはまだまだ普及していないわけですから、現在の電話機のように手軽にいろんな人に自分の意思を伝えるというわけにはいきません。福祉サービスとしてはこのミニファックスは貸与されることになっています。しかしその対象者が非常に限定されていて、音声言語機能障害の場合は三級以上です。ということは後で申し上げますが、玉野さんの場合四級ですから貸与の対象者にならないということですね。それから家族がいる場合は、つまり耳の聞こえるあるいは話ができる、そういう家族がいる場合は、貸与されませんからまあ言語障害者にはファックスについてはプライバシーが存在しないというふうに言ってもいいと思います。実を言いますとこれは先ほどの厚生省の調査の「(続)」に出ています、所有者が全体で一万四〇〇〇件という数にとどまります。ですから聴覚言語障害者が三五万四〇〇〇人という数が挙げられていますが、そのうちのわずかに三・九五%ですね。そして一万四〇〇〇件のうち公的な給付、今言いました貸与あるいは設置についての補助ですがこういうもので置かれているものが四〇〇〇件、全体の三〇%程にすぎないということです、ファックスは有力な手段ではありますが、現在それを使っているということになると非常に限られた人しか利用できないということになります。

今までずっと音声言語に代わる情報伝達手段ということで述べてきていたわけですが、そのようなそれぞれ長所、短所がある中で言語障害者は実際にはどのようにコミュニケーションを図っているのでしょうか。

実際はどれか一つに限って、例えば口話だけ、あるいは手話だけというようなことではなくて、身振りも入れていろんな手段を組み合わせてそれぞれの障害に合った形で使っていると思います。そういうことからして最近ではトータル・コミュニケーションというような考え方が提起されてきています。

(四) 言語障害者とトータル・コミュニケーション

トータル・コミュニケーションというものはどういう考え方でしようか。

このトータル・コミュニケーションについては、先ほどの証拠物で採用していただいた本の中に出てくるわけですが。

当審判護人証拠請求番号六六(大阪高裁昭和六一年押第一三七号符号五八)「聴覚障害者のためのトータル・コミュニケーション」(田上隆司編著、日本放送出版協会、八五年)と題する本を示す。

この定義で言いますと、耳の聞こえない人、これは特にろう者ですね、耳の聞こえない人の間での手段として強調されてきていますが、言葉がしゃべれない人も同じことだと考えていいでしょう。そういうコミュニケーションにおいて相手の条件、その場の状況、話題などに応じて、最もよい方法を選択し、組み合わせてコミュニケーションの効果を高めようとする考え方であり、その方法であると言われているわけです。

そのようなトータル・コミュニケーションという考え方からみますと、我が国の現状というものはどういいうものでしょうか。

トータル・コミュニケーションという考え方は、今申し上げましたような方法なんです、重要なのは言語障害者の場合で言えば、その利用可能な最も適切な手段を選び得ることですね。選んであるいは更に組み合わせるという言わば選択の自由というものを前提にして考えているということが一つです。それからもう一つはその制度的な保障ですね。手段について公的な保障がされなければならないという考え方、

これがトータル・コミュニケーションの基本的考え方と言っていると思いますが、その面からすると具体的に日本の制度ということを見れば非常に不十分であります。それから今申し上げましたようなコミュニケーションについての認識そのものが、日本では不十分ですからそのような状況の中でこの本件の玉野さんの事件ですね、言語障害者の事件というものも起こってきているということ指摘しておきたいと思います。

裁判長 その点に関して、筆談も文章による意思の伝達も紙に書いて相手に伝えるという意味では一緒ですね。どこが違うんでしょうか。

筆談というのは会話と同じように紙を持ってまして例えば私がしゃべったことを書く。それから相手がまた書くということですね。文書というのはこれは印刷物というふうに考えたらいと思いますが、そういう既に出来上がったものを利用して自分の意思を伝えるということです。

それもやはり会話の一態様になるわけですか。

そこはちょっと難しいところではありますが、会話というべきなのかどうかというのは。ただ私が今までお話してきたのは、コミュニケーションという、会話ということではなくて情報を伝達するという、あるいは情報を受け取るという意味で申し上げてますから。

六 障害者の選挙活動とコミュニケーション

弁護人 それでは今までずっと述べてきていただいた情報伝達手段の比較の上に立って具体的に選挙運動という本件に即した問題を考えたときに、選挙運動として他人に自分の意思を伝達する、こういうときの文書の果たす役割ですね、これは言語障害者に限らないと思うのですけれども、一般的に見て文書の役割というのはどのくら

いの役割を果たすものでしょうか。

(一) 選挙運動と文書

その場合は、特に伝えたいあるいは自分が得たいという情報の中身が問題になると思います。例えば筆談で言いますと、先ほど言いましたように非常に高度な内容をその場でサッと書いて伝えるというのはなかなか難しいわけですね。選挙活動ということになりますとやはり政治的意見、自分の意見あるいは候補者の政見を、あるいはその候補者の所属する政党の見解等を相手に伝えることによって支持を得るということですから、その意味では内容的にはかなり高度な内容を伝達しなければならないということになりますと言語障害者にとっては非常に困難ですね。それを文書をもって代えるということになると、先ほど言いましたようにかえって内容を伝えるということと言うと簡便なやり方であると、それは「健常者」にとってもやはり同じことだろうと思います。

そうすると「健常者」にとってみても、文書というものは選挙運動としては非常に重要な役割を果たすということになるうかと思うんですけれども、言語障害者に特に焦点を当ててみた場合に音声言語に代わる情報伝達手段がそれぞれ長所、短所があつて不十分ということからいいますと文書の果たす役割というのはもっと大きいように思うのですがその点はどうでしょうか。

そういうことだと思います。それから先ほど申し上げましたように、コミュニケーションを保障する手段それに対する公的な保障というものが不十分ですから、そうなりますと現段階ではますます文書の持つている意味は大きいというふうに考えます。

この言語障害者が他人に意思を表示する、意思を伝達する場合に、身近な「健常者」を通じてその人に代わってもらつて意思を伝達する、こういう方法というものは考えられるものでしょうか。

(二) 選挙活動と「第三者」

それは代わってということの中身が問題になると思いますが、まず代わってというのが本人の例えば言いたいことを代わりに言うという、まあ代理とか代弁するとか、あるいは代わりに書く場合は代筆するとかそういうような意味で言えば、これは選挙活動の場合は、やはり不適当だろうと思います。つまり政治的意見は、自らの政治的意見をして自ら伝えたいことをやはり相手に伝えて働きかけて相手に支持を得るという活動ですから。そういう意味では、最もプライバシーの守られなければならない、そこが尊重されなければならない問題だと思いますので、自分の言いたいことを人に代わって言うということとは、そもそもこの選挙活動にはなじまないというふうに考えます。仮に言語障害の方にとって、例えば手話通訳のような通訳ということで言えばそれはやはり可能性はあると思います。それは言いたいことを代わりに言うのではなくて、本人が言っていることを正確に相手に伝えるという、そういうための方法ですから、その限りでは通訳というものも可能だとは思いますが。

今先生がおっしゃられたことを要約しますと、言語障害者がこういうことを言いたいであろうということを身近な「健常者」が推測をして、それを伝えると、これは選挙運動には特になじまないということになるわけですね。

通訳の場合ですと前提として言語障害者が自分の意思をその通訳の人に伝達すること、これが必要になるわけですね。

はい。

そして、その上で通訳をする人がそれを正確に別の人に伝える、つまりこういうプロセスを通るものであればそれは有効なものであるということになりますでしょうか。

はい、そうですね。

それでは本件の玉野さんに即して伺っていきたいと思いますが、玉野さんの場合に情報伝達手段として口語というのは有効な情報伝達手段になりますでしょうか。

(三) 玉野被告と情報伝達手段

口話は有効ではないわけです。まず口話の場合で言うところの事件の場合で言えば玉野さんが考えていることを相手に伝えるということが問題ですから、口話という方法を使うのは相手方にまざるわけですね。その意味では読話という話を読み取るということが問題になるわけですから、玉野さんが自分で相手の口の動きを見て、読話をするわけではありませんから、そういう意味でもこの場合は使えない。それから仮に玉野さんがしゃべって相手が口話を使って話を読み取るというこういう場を想定しましても、玉野さんは通常マスクをしていますし、相手がその口の動きを読み取るということはできません。マスクを仮に外してもこの前の証言のときご覧になられたように、血管腫れで唇の動きというのが非常に読み取りにくいわけですから、まあ実際上はほとんど不可能だろうと思います。

手話もあまり有効性がないように思うんですけども手話についてはどうでしょうか。

手話が玉野さんにはできませんからこれはもう初めから論外ということになります。

筆談というのは有効なものでしょうか。

玉野さんの場合はこれも既にお話しましたように、平仮名を書くのがやつと書けるかどうかということですが、特にものを書くために下を向いていると血管腫れのところが下がって、あごが下がってくる。血管腫れが下がってくるとそれから痛みも伴うわけで非常に長時間をかけて書けば何とか書けるかもしれませんが、選挙活動をするというような場面で筆談を使うということはとても無理だと思います。

玉野さんの場合には全くしゃべれないというわけではありませんので、実際に音声言語を使って人に選挙運動として話を伝えるということはやはり無理なんでしょうか。

やはり選挙活動というさつき言いましたようにこれは政治的意見を伝えるということですからやはり高度な内容も伝えなければならないだろう。それから対象としてはふだん付き合っている人以外にあるいは親しくない人とも話をしなければなりませんから、会話が成立する条件そのものがそもそも難しいわけですし、それから玉野さんの話、言語の障害の程度からしても実際無理だろうと思います。玉野さんもやってみたようです。お願いします程度でまあきき取ってその代わりに文書を配布したということだろうと思います。今のお話の中で選挙運動というのが高度で抽象的な内容を伝えなければいけないということを言われたんですが、法廷での証人の証言というものも内容によっては高度で抽象的なものが必要になる場合もあるわけですが法廷での証言、こういう場でのやりとりと比べて何か違いがあるものではないでしょうか。

これも既にお話したようにコミュニケーションが行われる場が全く違うわけですし、法廷の場合は一番条件がととのったところでやられるわけですが、選挙活動というのは多くはほかの人の家の中あるいは屋外でということと、しかもいろんな先ほども言いましたようにあまり知らない人とも、つまり従来日常的に交わしている会話とは別な、高度で抽象的な内容を話すわけですから非常に難しい。ですから法廷で成り立つ会話やコミュニケーションの場合とは段違いに難しいと言っているのではないのでしょうか。

それでは、そのほかの手段としまして、先ほど挙げました電話ファックスというのは玉野さんの場合はどうでしょうか。

先ほど言いましたように、四級ですから電話ファックスの貸与の対象外ですし、現実には玉野さんはファックスを持っていないわけですね。ですからこれを使うことができませんし、それから仮にファックスがあつ

たとしても玉野さんは字が書けませんから先ほど言いましたように実用に耐えるような文書を書けないということから言えば、あっても使えないということだろうと思います。そして選挙活動の場合、ファックスを使うと文書として配布したということで選挙違反とされる可能性があるわけですね。

弁護人 当審弁護人証拠請求番号五七号証を示す。

これは朝日新聞の記事（八七年二月二一日付）ですが、この中で、自治、法務、警察の各省庁が電話ファックスが違反であるという見解を示しているわけですが、今おっしゃったのはこのことになるのでしょうか。

はい、そうです。それから自治省で、特に北海道の選挙管理委員会宛てに回答（八七年三月二三日、選挙制度研究会「公職選挙法質疑応答(3)」選挙時報八八年二月号）しているものがありまして、不特定又は多数人に配付する場合文書頒布にあたるという見解を示しています。

次に身近な「健常者」、例えば夫である金兵衛さんを介して他人に働き掛けると、こういうことは可能でしょうか。先程申し上げたように、例えば代理というような意味で、あるいは代弁をするというような意味で言えば、これは選挙活動の場合はそういったことはなじまない、論外だというふうに申し上げます。そして仮に通訳という観点から言えば、金兵衛さんは通訳者としての能力を、あるいはその訓練を受けていませんから、玉野さんの意思、あるいはしゃべったことを正確に聞き取ってそれを正確に伝えるというようなことは実際無理だと思っています。

(四) 玉野被告と文書

そうしますと今述べられたことからしますと、玉野さんが自分の意思を選挙運動として他人に伝えると、こういうものとして既製の文書を配る以外に何ができたということになるのでしょうか。

何もできなかったというふうに考えます。

自分で作った文書ではなくて、既にある文書を配るということも玉野さん自身の意思の伝達と一つの方法になり得るわけでしょうか。

一般的に言っても、既製の文書を配るということは、自分の意思、あるいは思想を表現する一つ的手段ということになると思います。それは会話であるとか、先程から話している筆談とか、それと同じような手段として考えていいと思いますし、特に玉野さんの場合は、今まで話して来ましたように、しゃべるということでは会話は非常に困難ですし、それから筆談もできないということですし、その点から言うと言書というのが正に自分の話し言葉に代わる、自分の意志を表現する手段として考えられるべきだと思います。

七 障害者の政治参加の実態——アンケート調査から

(一) 調査の目的と意義

弁護人 これまでのお話で、玉野さんは自分の気持ちを他人に伝えるための選挙運動としては、既製の文書を配る以外には何もできないということをおっしゃったんですけども、それでは玉野さんのような言語障害者を含めて、一般に障害を持つ人々はどうのような形で選挙、若しくは選挙運動に参加しているのでしょうか。

その点これまで研究したものも、あるいは調査報告というものも全く目にしていませんで、わたしの研究室で昨年アンケート調査を実施しました。それによれば実態の一端が分かると思います。

当審弁護人証拠請求番号六九号証を示す。

これが今おっしゃった金沢大学法学部社会保障法研究室で昨年実施したアンケートなんですが、証人がこのようなアンケートを実施してみようと考えた目的はどういうところにあるのでしょうか。

大きく言えば三つです。まず障害者の政治参加の実態を把握すること、特に投票をどのようにしているのか、あるいは選挙活動をどういうふうに行っているかという実態を把握すること、それから二番目に、障害者の政治活動に対する意識、それからその行動と、その両者の関係というようなものを明らかにする。特にその政治活動を阻害するものとしての制度の問題、あるいは障害者自身の側に何か問題はないか、あるいは政治活動にとっての環境はどうかという、そういう三つのレベルで分析してみるということです。それから三番目には、障害者が政治参加して行く上で何が必要か、あるいは障害者はどういうことを求めているのかということ、この三つです。

そのような目的から考えて、今回実施された調査、これについてはどのように評価できるとお考えですか。

回答数は二一四件ということで必ずしも多いとは言えません。それから対象者も、障害者団体に属して、政治的な意識、あるいは「障害者問題」に対する意識、そして行動ということで言えば非常にレベルの高い層に対する調査ということで、これが一般のと言いますか、障害者全体の問題を明らかにしているとは言えないと思います。しかし実態調査としては非常に不十分でありながら、現在の障害者の方々の貴重な声、要求というもの、そして特に障害者でないと気がつかないような点について具体的な指摘もされていて、その点でも非常に成果が上がった。更にこういった調査としては最初のもので、それだけでも意義は大きいと思います。

それでは具体的にアンケートの結果について簡潔にお聞きしたい。まず質問の一番から三番まで、これは投票権の行使に関する質問なんですけれども、この部分についてどのようなことがお分りになりましたか。

(二) 投票、選挙活動の実態

先程申し上げましたように対象者が団体や組織に属している人達で、意識の高い人達ということで投票に

行く人が非常に多い。全く投票に行かない人が四・五％にすぎないというような結果が出ています。それからそういう中で全く投票に行かないという人が、実は行けない人であるということも明らかになっていました、特にそう答えた人が肢体障害者に集中しているということですね。そういう意味では投票に行くということについての、あるいは投票をするということについての制度的、社会的な保障が整っていないということが明らかになったと思います。

次に質問の四ないし六ですが、これは投票に必要な情報をどういうふうにして獲得しているのかということに関する質問なんですけども、これについてはどのようなことがお分りになりますでしょうか。

障害の種類、あるいは程度等によって回答が異なっています、例えば聴覚障害者について言えば印刷物によって情報を得るという比率が高いですし、視覚障害者については音による媒体、あるいは知合いからの比率が高いというような結果が出ていますが、全体として見れば、政策、あるいは候補者の人柄や実績については文書で知ると、あるいは文書をもっと領布すべきだという声が高いわけですね。

続きまして質問の七は選挙活動についてのものとして、これがこのアンケートの非常に特徴的な質問なわけですが、これについてはどのようなことがお分りでしょうか。

ここでも選挙活動をしたことがあるという人が非常に高い比率で、半分以上の人がしたことがあるということです、一般国民の場合に比べても非常に高い率になっています。それだけ関心がある。まあ意識も高いということを表わしているということです、中味について言いますと、まずその活動の方法としては、障害の種類によっていろいろ違いはありますが、全体で見れば電話で頼む、それからビラ配付という形が多いことが注目されます。それから選挙活動をする働き掛けの相手方についてですが、これは「健常者」に対する働き掛けをしている者が少ない。つまり「健常者」との間にコミュニケーションの障害が非常に大きく立ち

はだかっているというふうに言えると思います。それから三番目に、選挙活動をしたいけれどもできないという回答者のうちでは、障害が支障になってできなかったと答えている人が過半数を占めていますから、選挙活動をする上でのコミュニケーションの障害というものが、障害者同士である場合も、「健常者」に対して働き掛ける場合も、いずれにしても非常に大きな問題となっているということがうかがえると思います。ただ全体としては、障害の程度や種類に応じて活発に活動がなされているということは言えるわけですね。

そうですね。障害の程度や種類に見合った形でそれぞれの工夫をして、できる選挙活動を活発に行っているという状況が出ていると思います。

(三) 障害者と参政権保障要求

質問の第七問の五ですね、これは、あなたの障害を補って選挙活動ができるためにはどういう手段が保障されなければならぬでしょうかという質問、それから質問の第八ですね、その他選挙にかかわることでお気づきの点をお示しくださいと、この二つの質問は先程証人が目的の三番目でおっしゃった具体的な要求を書いていただく。そういう質問になっているのですけれども、ここに現れた要求というのはおおまかに言ってしまうものでしょうか。

これも障害の種類や程度によって様々に出て来るわけですが、基本的には、まず第一番目には、もつと自由な選挙活動を認めて欲しいという声、それから二番目には、その自由な選挙活動を実質的に保障するようなコミュニケーションの保障、あるいは投票所へ移動するための移動困難を軽減する、つまりハンディキャップを軽減するという、そういう措置を求めているということが言えると思います。

幾つか具体例を挙げてくださいと思うのですが。

投票について言いますと、在宅郵便投票の拡大、更には在宅の点字投票を認めて欲しいという声。それから

投票所については、投票所へ行くまでのアプローチですが、それを含めて投票所をもっと利用しやすくして欲しいという声が挙げられています。それから選挙活動については、先程申し上げましたように戸別訪問や文書の配付の自由ということが強い要求として見られますし、それはとりわけ肢体障害者、それから聴覚、言語障害者からの声として現われているわけです。それから、更に聴覚、言語障害の方達からは政見放送、あるいは選挙活動のときに手話通訳を保障してくれという声が強いですし、具体的には立会演説会を復活して手話通訳付きにしてくれという声がありますし、ミニファックスをもっと利用させて欲しいという声が挙げられています。それから視覚障害者からは選挙期間中の電話料金の保障が挙げられている。視覚障害者にとっては電話というのは「健常者」以上に有力な手段になっていますからその電話代を保障して欲しいということですね、この辺りはわたし達、いわゆる「健常者」はなかなか気づかない点であります。

以上アンケートの結果について簡単に説明していただいたわけですけども、全体としてどのようなことが明らかになったと考えられるでしょうか。

現在の公選法というものが一般の「健常者」を含めて国民に対して厳しい規制を課しているということなのですが、その規制が障害者にとって一層厳しいしくみになっている。そこから先程から申し上げていまいきように選挙活動にもっと自由を認めて欲しいという声が出てくるということですし、また他方でそういう選挙活動を認めるといふような場合でもそれを実質化するための、つまり権利行使のための援助や保障というものが不十分な実態が明らかにされていると思います。

八 障害者の参政権保障の歴史と現状

そういたしますと、障害者の政治参加の保障の現状というのは今のアンケートでは非常に不十分だという評価ができると思うのですが、このような現状というのは歴史的に見てどのように評価したらいいのでしょうか。

確かに現状では非常に不十分だと言わざるを得ません。しかし長い歴史の過程を見ますと、障害者の参政権保障、そしてそれに必要な諸々の先程から言ってますようなハンディキャップを埋めるような措置、保障というものも拡大されて来ているというふうに言っていきたいと思います。まあ着実に前進して拡大されて来ているということになると思いますし、その拡大というのは障害者自身はもちろん、国民の広い参政権保障、あるいは参政権獲得の運動というものを背景にしています。更に言いますと社会全体の民主化、あるいは民主化の運動が進んだときには、障害者の今言いましたような保障も進んだということが大きな流れの中では言えると思います。

(一) 障害者の参政権保障の流れ

今おっしゃられた障害者の参政権獲得の運動と保障の流れというものを証人なりに整理していただくと、どういう段階に分けられるのでしょうか。

まず第一段階としては、参政権の中核的な投票権、これを行使する、そのための保障を求めるという段階ですね。それから第二段階として、障害者が投票に必要な情報を得るといって、そういう情報の保障を求めるといって段階。それから第三番目には、障害者が立候補する場合、つまり被選挙権を行使することになります。そのための候補者として情報を伝える、情報を発する側になるわけですが、そういう保障を求め

る段階ということになると思います。そして第四段階としては、今までのどちらかと言いますと候補者になる場合も含めて言っていると思いますが、情報の受け手であったり、かなり消極的でしかも個人的な活動ということになりますけれども、それに対してもっと積極的な、障害者が運動員として、更には一般の市民としての選挙活動を展開する。その基本となる日常的な政治活動というものも含めて大きく参政権保障を求めるという段階に分けられると思います。

ただ今第一段階から第四段階まで、四つの段階で障害者の参政権拡大の歴史と言いますか、そういう段階を指摘していただいたんですけれども、その各段階について簡単にお聞きしたいと思います。まず最初に第一段階の選挙権の保障というものについての歴史についてお聞きしたいのですけれども、現在障害者の投票に関する保障としてはどういふようなものが挙げられるでしょうか。

(二) 投票権保障と実質的平等

点字投票と代理投票、それから不在者投票の一環として行われる在宅投票、それから施設投票の制度があります。

今最初に挙げられた点字投票について、その歴史と現行の制度の問題点、これらについて簡単に御説明していただけますか。

点字投票は最も歴史が古いわけですし、一九二五年に普通選挙が制定されたときにその中で認められました。つまりその背景としては、普通選挙法ができた当時の大正デモクラシー期になりますが、その民衆の力が大きく盛り上がっているというそういう時期に作られたわけです。つまり普通選挙運動と一体となって点字公認運動というのが展開されて、その中で公認されたということになります。しかし一九二五年という戦前の状況の中では、点字投票制度は民主主義や平等という観点から公認されたのではなくて、盲人に対

する同情、あるいは盲人を救済するというそういう観点から取り入れられました。その観点は現在の公選法の中にも基本的には流れているように思えます。点字投票によって盲人にも選挙権が保障されたというふうに言われますが、点字を使えない人、それから点字を使えても投票所へ行けない人というのは救済されません。点字が使えない人については代理投票の制度で一部カバーされるわけですが、点字が使えても投票所へ行けない人については点字による在宅投票制度が必要になるわけです。この点字による在宅投票制度については現在認められていないわけですが、一九七四年に、後で申し上げますが、在宅投票の一部復活が行われるわけですが、そのときに京都の選挙管理委員会自身も在宅点字投票が認められた、復活したと勘違いして、全盲で寝たきりの障害者に対して郵便投票の証明書を交付したという、こういう事件が起きています、京都の村山事件と言われていますが、そういう事件が起きるような状況であります。

今の村山事件は選挙も含めて点字の在宅投票が復活したというふうに勘違いしたわけですが、なぜこのようなミスが起こったとお考えでしょうか。

これは後で申し上げる在宅投票が復活したときの状況とかかわるわけです。つまり点字ができる人が在宅だということだけで投票ができないというような、これはどう考えても不自然だという、そういう意識が選挙も含めてあったためだろうと思います。在宅投票が障害者のために復活されたということは、在宅の盲人についても投票が認められて当然だという、そういう意識が選挙管理委員会の中にもあったということがこの事件に現われたのだと思います。

次に二番目の障害者の投票の保障として述べられた代理投票の歴史について説明していただけますか。

代理投票というのは身体の故障、又は文盲により自ら候補者の氏名を記載できない人が選挙管理委員会に届けて、代理によって投票ができるというものです。この制度が認められるのは戦後の民主化の時期にな

ります。つまり一九四八年には、身体に故障ある者に対して認められ、五〇年には文盲者に対しても認められるということになります。ここで言う身体に故障ある者というのは、今まで説明して来ましたが狭い意味の障害者ではなくて、一時的にけがをして字が書けない、こういう人も含めた言わば広い意味の障害者に対して代理投票を認めているということになります。

そうすると、先生のおっしゃられている広い意味の障害者概念という立場からすれば、その制度はそれなりの評価ができるということになるわけですか。

そういうことです

次に、不在者投票の一つとして認められている在宅投票、これについて歴史を少しお話していただきたいんですけども。

在宅投票は戦後の一九四八年に不在者投票の一つとして認められました。その意味では先程の代理投票と同じように、戦後の民主化の一つの大きな成果だという評価を受けています。しかしその方法として、郵送する場合同居の親族による提出が認められていたわけでして、これが悪用され選挙違反が多発したということになりました。一九五二年に廃止されます。そのかわりに施設での投票も取り入れられましたが、結局廃止されたことで、在宅で投票所へ行けない人というのは投票の機会が奪われてしまうことになりました。その後一九七四年に一部在宅投票制度が復活されます。そのきっかけとなったのが佐藤訴訟ということになるわけ

です。今おっしゃった佐藤訴訟というのは、在宅投票制が廃止されたということで投票所に行けなくなったという方が国に対して慰謝料を求めて、札幌地裁小樽支部、札幌高裁、最高裁ということと争われた有名な事件なわけですが、これも、これはどういう事案なんでしょうか。

今おっしゃったように、この訴訟は国家賠償法による損害賠償の形を取っています。一九六八年から七一年の三年間、六回の選挙で投票ができなかった佐藤さんが、(屋根から落ちたことがもとで車いす生活をしていた人ですが、後に寝たきりになって投票所に行けなくなった)国民としての基本的権利である参政権を行使できないことにより、筆舌に尽くし難い精神的苦痛を被ったとして慰謝料六〇万円を国に請求した事件です。

この事件は一九七四年一月九日に第一審、それから一九七八年五月二四日に第二審それから一九八五年一月二一日に最高裁とそれぞれ判決が出て、一審、二審は在宅投票の廃止は憲法に違反するということを認めたんですけれども、最高裁が否定した、こういう流れをとったのですが、証人はこれらの判決についてはどういように評価をされておりますか。

まず一審判決は今おっしゃいましたように、在宅投票制度を廃止した措置というものが憲法違反であるということを確認に言いまして、そして国家賠償についてもこれを認めています。その意味では障害者の参政権保障というものを法的に認めた最初の事例として非常に歴史的な意義があると思います。中味で言いますと、判決理由の第一点は、選挙権の有無、内容についてこれを合理的理由なく差別するということは、国民主権の表現である公務員の選定罷免権及び選挙権の保障、並びに法の下の平等に違背するということを明確に言っていますし、二番目には、その合理性を判断する基準としては、一部の者の選挙権の行使を不可能あるいは著しく困難にするような選挙権の制約は、必要やむを得ないとする合理的理由のある場合に限るべきであるというように言っています。いわゆるLRRA基準というものを採用しているわけですね。三番目には、国会は立法を成すにあたっては、違憲という重大な結果を生じないよう慎重に審議検討すべき高度の注意義務を持ち、それに違背した過失があったと認めているわけです。二審の札幌高裁の判決では、結論的には国

家賠償を認めなかったわけですが、一番の今申し上げました第一点の問題ですね、それを更に深めまして選挙権と平等の関係について正面から取り上げています。選挙権の平等の原則の歴史的發展の経過、ないし、すう勢と議会制民主主義の論理的帰結の両面から、選挙権の行使についても国は実質的平等を図らなければならないというふうに明言するわけです。特に選挙権の行使についての実質的平等ということ言いますと、障害者に対してその障害に応じた特別な保障をするということ、これを合理的差別という言葉で高裁の判決は言っていますが、そういう合理的差別をも要求している。こういうふうに言っています。「相違に応じた合理的差別扱いを許容するものであるのみならず、進んで当該相違に応じた合理的差別を命ずる原理でもある」と、これが法の下での平等の原則であると言っています。この論理自体については最高裁の判決も否定はしていませんで、そういう意味から言えば実質的平等の考え方を非常に深めた判決としてこれまた歴史的に大きな意義があるというふうに考えます。

証人が今の一審、二審の判決を評価されているというのは、どういう観点からされているわけですか。

今申し上げましたように、障害者の選挙権というものも戦前のような恩恵的、あるいは恩情的に付与されているというものではなくて、議会制民主主義や平等の原理から導かれた権利であるということを裁判所が初めて公に認めたという点ですね。ここには先程申し上げましたように歴史的に障害者の参政権保障が拡大して来た、その歴史も踏まえている。そして更に言いますと、その背景たる戦後の民主主義の拡大や高揚というものを反映しているということ、そこに注目しているわけです。それから二点目は、障害者の権利行使の実質的平等の保障という考え方、特に高裁の判決に明らかですが、それは単に在宅投票というような投票権の保障にとどまらないで、選挙活動の保障全体に拡大される、あるいは適用される考え方である、そしてそれは歴史の大きな、先程から申し上げますような障害者の参政権保障という大きな歴史の流れに沿うもの

であるというふうに思います。

今おっしゃられた二番目の点、すなわち障害者の参政権行使の実質的平等という考え方は、単に投票権の行使に限定されるものではないということは、今の高裁の論理というのは、今問題になっている玉野事件でも生かされるべきものだ、ということでしょうか。

そうですね。選挙活動というのが「健常者」だけではなくて、障害者にとってこそと言いますが、障害者にとって、特に主権者として政治に参加するための権利として必要なものであるというふうに考えますと、国は障害者の参政権保障について実質的平等を確保するという、そういう義務があるということになります。そのことは政治活動の自由を制限する場合でも言えるだろうと思います。先程の論理で言えば、自由の制限というのは必要最小限度でなければなりません。更に進めますと、障害者から全く選挙活動の自由を、あるいは選挙活動の手段を奪うような、規制をする場合は特別に配慮が必要だろうということですね。その意味では選挙活動の自由を保障するという側面でも、先程言いましたように障害者に合わせて状況を考慮するといふような意味での合理的差別は行わなければならないだろうというふうに考えますし、更にその自由を実質化するための、特にここで問題になっていますように、コミュニケーションの保障をするための諸々の措置あるいは配慮をしなければならないだろうということになります。

次に、佐藤訴訟を契機に、先程おっしゃられたように一九七四年に在宅投票制が復活したということになるわけですね。

はい。その背景には、七三年が福祉元年と言われているわけですが、そういうところに象徴的なように、高度経済成長の矛盾に対する福祉要求、あるいは社会保障制度の拡充の要求というものがあり、革新自治体が福祉政策を全面的に展開して来るような時期ですからね、そういう背景が在宅投票制度の復活にはあると

思います。

これは先程言ったように全面的な復活ではないということですから、どのような制約があるんでしょうか。

特に選挙人で身体に重度の障害のある者というふうに限定をしています。それから公選法の施行令でも厳しく条件を定めていますから、ごく限られた人の場合になるということで、例えば障害者手帳の交付を受けていない人達ですね、それから後に手帳の交付を受けていない人でも一部認められますが、基本的には交付を受けていないと排除される。それから寝たきり老人、あるいは難病による歩行困難な者、それから一時的な負傷の人、それから疾病の人、それから妊娠婦ですね、こういう人達が除外されることになります。

最後に、投票に関する保障として、在宅投票制の廃止と引き換えに認められたということと言われました施設投票ですね、これのその後の歴史についてはいかがでしょうか。

施設での不在者投票というのは、例えば病院や老人ホームや国立の保養所等に入院、あるいは入所中の人、不在者投票の管理者としての病院長等が管理する投票所で投票をすることができるといえるものですが、でも、それは在宅投票制度廃止の代わりに導入されたわけですが、段々拡張はされて来いています。例えば病院等から更に障害者の厚生援護施設、あるいは保護施設、それから身体障害者の療養施設に拡大されて、八六年には労災のリハビリテーション作業所でも可能になっていきますし、昨年八八年には老人保健施設も病院又は診療所を含むことになりました。その意味では施設にいる障害者及び今言ったような老人とか、そういった投票所に行くことのできない人々に対する投票の保障というものは一定拡大して来ているということが言えます。

このような政令によって拡大をして来ているわけですが、これについては先生はどのようにご覧になりますか。

拡大というのは基本的に障害者の参政権保障を認め、そしてそのための措置をとって行くという言わば抜

本的な対策ということではなくて、小出しに拡大して行くことですね。しかもそれが政令によって行われるということでありまして、結局基本的には立法裁量論、行政裁量論に立って恩恵的立場から障害者の参政権保障の要求に答えようという、言わば対症療法的な対応の仕方だろうと思います。

(以上、八九年一月二五日、第九回公判)

弁護士 前回の証人尋問調書三二丁の表に「次に身近な健常者、たとえば夫である金兵衛さんを介して他人に働きかけると、こういうことは可能なんでしょうか。」という質問があるんですけども正確に言いますと、金兵衛さんは視力障害四級等の障害をもっておりまして、そういう意味ではこの質問は少し不正確だったわけですけども、この質問の趣旨は身近な人でしかも言語に障害のない人を介して他人に働きかけることは可能かという趣旨ですので、調書にある証人の回答はそのような質問に対する回答として、そのまま理解してよろしいでしょうか。

はい、そのとおりです。

(三) 障害者の選挙権、被選挙権行使と情報の保障

証人は、障害者の参政権の拡大の運動及び保障の広がり歴史というものが四つの段階すなわち第一段階として投票権の保障、第二段階として障害者が投票に必要な情報を得るための保障、第三段階として障害者が立候補する場合の情報伝達の保障、そして第四段階として障害者が運動員さらには一般市民として行う選挙活動や日常的な政治活動、そういったものの保障、こういう四つの段階に分けられるというお話をされました。そしてその第一段の投票権の保障に関する具体的な制度として点字投票・代理投票・在宅投票・施設投票これ等についてそれぞれお話をいただきました。そこで今回は第二段階以降の事についてお聞きしたいと思います。第二、第三段階、それらは両方共投票に必要な情報の保障というものですので、まとめてお話をいただきたいと思います。こ

のような情報保障のための制度として、たとえば立会演説会や政見放送の場合の手話通訳というものがあろうと思うのですが、いかがでしょうか。

はい。一九七一年に立会演説会については手話通訳が公費で付けられることになりました。しかし一九八三年には立会演説会そのものが全廃されるということになりましたので、この面での保障は現在されていないということになります。それから政見放送についても手話通訳や字幕テロップというものについて、障害者が強く要求していますが、これも制度的には実現されていません。それから聴覚言語障害者が候補者となった場合、その場合の情報伝達保障について、一九八六年にはいわゆる雑民党事件といわれるものが起きます。

当審弁護人証拠請求番号三一「日本聴力障害新聞・第四二二号」を示す。

そこにも出ていると思うのですが、雑民党事件というのは、どのような事件だったわけでしょうか。

一九八六年の六月に衆参同時選挙が行われましたが、その参議院の東京選挙区に立候補した聾啞者の渡辺完一候補が政見放送したのですが、その政権放送が、全く声の出ないままラジオ・テレビで流されたという事件です。これはあまりに問題が大きいということで、一九八七年から政見放送及び経歴放送実施規定七条の二、それから自治省告示一四号によってその代読テープを流すことが、認められるようになったわけです。しかしこれは代読テープですから聴覚障害者にとっては、情報が依然として伝わらないというそういう問題が、現在でもあるわけです。

様々な制度がきわめて不十分であるということですが、その他に情報の保障として今後問題となるものとしてはどのようなものがありますでしょうか。

一番重要なのは、しかも運動上にも制度上も大きく議論されているものとして、手話通訳の保障がありま

す。これは、個人の演説会や街頭演説会に、特に言語障害者が選挙活動する場合等に、手話通訳を付けるということですが、この事に関連しては手話通訳制度、これはまだ正式名称が決まっていませんが、こういう制度がつくられてことしの秋にはその認定試験が実施されることになっています。しかしながら現実にこういう手話通訳が付いても、その養成問題や認定問題、特に派遣の際の費用負担をどうするか、費用の保障をどうするかということが今後問題になると思います。それから視力障害者の情報の保障については点字による選挙広報や朗読テープの貸し出しというものが行われている自治体もありますけれども、これはだいたいボランティアにたよっているというのが、実情です。その他では郵便あるいは電話料金や放送受信料の減免というものもありますし、ミニファックスについては貸与あるいはその設置費についての補助をするという制度があります。現在ではこのミニファックスについては保障が一定進んで、たとえば東京都では八九年度からミニファックスを給付するということが、決められています。しかしミニファックスの場合はずでに述べましたように公選法との抵触問題があるので、自由に選挙活動に使えるかどうかということになると、問題があると思います。

第二、第三段階の情報保障という点でも現在様々な問題が山積をしているということが、明らかになったと思うのですけれども、それでは最後の第四段階すなわち選挙活動の保障の問題について伺いたいと思います。本件玉野事件というのは正にこの段階の問題だと証人は理解されておると思うのですが、この段階というのはこれまでの第一段階ないし第三段階の問題とどのように違うのでしょうか。

(四) 障害者の選挙活動の自由と保障

前の第三段階までが、たとえば投票権を行使するということであつたり、立候補したり、あるいは立候補者から情報得るのにどうするかという、そういう総体的に言えば、個人的、消極的な活動だったわけですが、

それに対して第四段階では積極的に特に障害者が、選挙活動の主体として他の多くの人に働きかけるといふ、そういう積極性と広がりをもった活動であるという段階になると思います。

特にこのような段階が、今問題となってきたという歴史的背景といったものは、どのあたりにあるのでしょうか。

まず何といっても障害者に対していろいろな権利保障をしなければならないという障害者自身の運動や、あるいは制度的な保障、これはまた後でお話しますが、そういった障害者の人権保障という考え方が広く広がってきたということ。それから障害者自身の社会参加、これも広がってきたということが、その背景にあると思います。それが障害者の生活保障というものから、さらに政治的活動への要求、あるいはそのための制度保障へと、こういうふうな問題が広がってきたといっていると思います。二番目には、これは日本の状況で言いますと特に一九八〇年代にはいり、社会保障制度や社会福祉制度の後退、あるいは切り捨てといわれているような、そういう状況が生きているわけですが、このような状況の中で生活を脅かされている障害者にとって、政治的な活動をし、いわば自ら参政権を行使することによって、政治そのものを変えていく、社会の仕組みそのものを変えていかなければならないという、そういう自覚が、非常に高まってきたと言っていると思います。

証人のおっしゃられる選挙活動の保障という用語ですが、ややばく然としている印象を受けますけれども、証人はこれを権利ないし制度としてどのように性格づけておられるのでしょうか。

私自身は選挙活動の保障という言葉を使って（通常は選挙活動の自由というようなことを言いますが）いわば自由の側面と保障の側面、その両面を分けて考えるあるいは後で申し上げますように、それを総合化して考えるという、そういう意味で使っているわけです。

今おっしゃられた自由の側面と保障の側面と、そしてその総合複合として、その段階の権利というものをとらえるということですが、自由の側面というのは具体的にはどういうことでしょいうか。

これは、いわゆる国家からの自由といわれるような自由の側面と違っていいでしょうか。障害者が自分て出来る選挙活動をしようにと、そういう際に国が出来るだけこれに介入をしない、侵害をしない、あるいは規制をしないで、むしろ放任をしていくということになります。

もう一つの保障の側面といわれたのはどういうことですか。

これは、国家からの自由に対して、国が積極的に障害者に対して今までお話してきたような諸々のハンディキャップというものを埋める、そういう措置をとる。あるいはその手段を保障することとて、別な言葉で言えば自由を実質化すると、そういうことだと思います。

今言われた自由の側面と保障の側面、この二つの関係というのはどう理解したらよろしいでしょうか。

従来の一般的な憲法学的な権利の、特に基本的人権の分類ということて言えば、自由ということて言えば自由権によつて保障されると、保障ということて言えば社会権ということになるわけですが、私はここで問題にするような障害者の選挙活動の保障というのは、この両者がむしろ切り離されることなく総合的に保障される。あるいは自由とそれを実質化する保障制度、これを一体として保障すべき複合的な権利だとみるべきだと思っています。

(五) 玉野事件と選挙活動の保障

本件の玉野事件は、今述べていただいた第四段階の問題としてどのように位置づけたらよろしいのでしょうか。

この事件が、今まで述べてきましたように現行公選法が、国民全体に対して厳しい規制を置いている。そういう意味では選挙活動の、さきほど言いました保障のレベルが非常に低いという、そういう状況の下で起

こっているわけですね。ということは、国民一般に対する保障が、あるいはその自由が十分に認められているならば、この事件のように障害者が、問題とされるということもなく、つまりこの事件そのものが、発生してなかったということになるわけでしょう。そして二番目に仮にこの障害者の問題ではなくて、一般的に現在の公選法が合憲だと考えても、現在のように障害者に対する保障、ハンディキャップを埋める諸々の措置が不十分なままで、選挙活動の手段を制限することになりますと、障害者はその表現手段・活動手段としては限られたものしかない。これも今までいろいろお話ししてきましたが、そういう手段しか持っていない障害者にとって、非常に大きな桎梏になるわけですね。とりわけこの事件で問題になっている玉野さんのような言語障害者にとっては、文書配布を禁じられるということになりますと、一つの手段を制限されたというだけではなくて、唯一残された手段が禁じられるということですから、自由をほぼ全面的にはく奪されると、そういう結果になってしまふということだと思います。こういうふうに玉野事件というのは、障害者の選挙活動を保障するという自由と保障の総合的なレベルが問題となる。そういう意味では、この第四段階を表わす象徴的な事件だと考えています。

そうすると、自由と保障の両面が十分に保障されていれば、たとえば文書配布は制限する。そういったことも考えられなくはないかもしれないけれども、少なくとも保障がきわめて不十分である。そういう中で自由を、残された可能な自由を奪ってしまうということは許されないと、そういうことになるわけですか。

そうですね。大前提として自由が、保障されていないということです。それは、一般の人々に対してでも保障されていないということ自体が問題ですから、それが障害者にとってはとりわけ厳しい状態になっているということですね。仮にそれを認めるとしても障害者にとって適切ないろいろな手段が講じられれば、一定の自由は保障されたといえるのですが、それは現在では非常に不十分だし、本件の場合で言えば他に

替わるべき手段を持たないということですね。

九 障害者の参政権保障の国際的動向

弁護人 証人は、これまで日本における障害者の参政権保障が不十分ながらも一步一步前進してきているというお話いただいたわけですが、このような参政権保障の拡大、それから今置かれている日本の現状が、国際的な人権保障の動向や水準から見ても、どう評価されるのかという点について、これからお話を伺いたいと思います。まず昨年一二月に世界人権宣言が国連総会で採択されて四〇周年を迎えたわけですが、この世界人権宣言の意義それから性格について簡単にお話願えたらと思います。

(一) 世界人権宣言と国際人権規約

この宣言は、第二次世界大戦が悲惨な結果を人類にもたらしたその反省の上に立って人間の尊厳とそれによって来る基本的人権の保障をうたい、その人権保障の深化、それから全人類への拡大ということを各国政府に向けて呼びかけ、戦後世界の課題として宣言したものです。この宣言はそういう意味で、すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準として公布されているわけで人権保障の歴史にとっては非常に大きな意義を持っているといっていると思います。

この世界人権宣言の中で、この裁判で今問題になっております参政権、それから政治活動の自由という点についてこれを見ますと、二一条人はすべて直接にまたは自由に選出された代表者を通じて自国の政治に参与する権利を有する。三項にも参政権の規定がございますし、一九条では意見発表の自由について規定がされているわけです。この後一九六六年の一二月に国際人権規約というのが国連で採択されているわけですが、この

国際人権規約というのはどのような意義をもって制定されたものでしょうか。

この規約は今申し上げました世界人権宣言の中味を人権保障の内容を豊富化することと、その人権保障についての実効性を持たせる、より強化するという点に最大の意義があると思います。

その国際人権規約、これはA規約とB規約二つございますね。

はい。

このA規約・B規約は、どういう名称になっているんでしょうか。

A規約は、「経済的社会的及び文化的権利に関する国際規約」ということで、従来の分類で言うといわゆる社会権に属するものであり、B規約は「市民的及び政治的権利に関する国際規約」ということでいわゆる自由権と呼ばれているものです。この事件では特にB規約が関係が深いということです。

この事件で関係あるB規約の中で参政権とか政治活動、意見表明の自由についての規定はどのような形でなされているのでしょうか。

参政権については二五条が人権宣言の規定を受けた形で、ほぼ同じ内容で規定されています。ただ人権宣言より、第二条に、いかなる差別もなく、かつ不合理な制限無しに権利及び機会を有するという意味の規定が入っていて、特に差別あるいは不合理な制限をしてはならないということを強調しています。それから表現の自由にかかわってはB規約の一九条が規定をしているわけですが、これまた人権宣言の規定をより具体化しています。とりわけ一九条の二項が、「すべてのものは表現の自由についての権利を有する。この権利には口頭・手書き・もしくは印刷・芸術の形態、または自ら選択する他の方法により、……あらゆる種類の情報及び考えを求め受け及び伝える自由を含む」と、表現の手段について選択することが出来るということとその表現・手段について具体的にあげているということが、人権宣言を一步進めた保障になっているといえ

ると思います。

そのような世界人権宣言や国際人権規約であるわけですが、その中で障害者という面に注目して、障害者の参政権保障という点でどのような考え方をとっておるのでしょうか。

この規約等では、すべての人民に保障するということをうたっているわけです。中では特に明文をもって障害者について言及しているわけではありません。しかし、今言いましたように、すべての人民に保障することですから、当然に障害者にも保障が及ぶことになるわけですが、さらに言いますと差別を禁止するということについては、相当厳しい規定を置いているわけでして、その点からすると障害者について明文の規定は無いけれども、参政権保障や表現の自由について当然認められるということになると思います。その内容で言いますと人権宣言では二条になりますけれども、二条の一項はいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる、とっています。それから七条ではすべての人は法の下において平等であるということを行っていますし、差別も無しに法の平等な保護を受ける権利を有するという規定も置いています。それから差別とそのような差別を唆すいかなる行為に対しても平等な保護を受ける権利を有するというふうに、非常に具体的にその差別を禁止しているわけです。その趣旨からすれば障害者に対してもこの人権保障は当然に及ぶと、あるいはもっと言えば障害者に対する差別は明確に禁止されているといえると思います。

障害者という言葉で明確に意識化するというような段階ではあるのでしょうか。

その人権宣言や人権規約が作られた段階で言いますと、特に障害者という形で意識されてはいなかったというべきだと思います。

それでは明確に正面から障害者の人権保障というのを正面にすえて、具体的にその世界人権宣言や国際人権規約

を具体化する規定や国連の取り組み、そういうようなものがございませうでしょうか。

(二) 障害者の人権保障と政治参加

一九七一年には国連の総会決議として精神薄弱者の権利宣言が出されていますし、七五年には障害者の権利宣言が発せられています。それからこれらの権利宣言を具体化して各国に対する行動の訴えをしている。あるいはその行動を具体化していくという、こういう活動が行われているわけですが、それが一九八一年に行われた国際障害者年でありまして、さらに一九八三年から九二年を国連障害者の一〇年として長期的な取り組みをすることになってきたわけです。

現在も国連障害者の一〇年の中にはいつているわけですが、そのような障害者の人権保障を正面から規定していくという、そういう取り組みというのは、どのような経過で採択されていくわけでしょうか。

さきほど申し上げました世界人権宣言の人権保障を、それを享受する主体を拡大するということによって、より実質化する。つまり人種差別、それから女性差別あるいは子供の虐待等に見られるような差別等々、歴史的に被差別者としての地位に置かれていた人々に対する人権保障をする。いわばその実質的平等を回復するという、こういう観点からこれらの諸活動が行われてきたわけで、その背景には当然障害者を始めとするそういった被差別者の人権回復の運動がありますし、各国のいろいろな人権保障の取り組みがあったわけですね。

障害者の権利宣言ということを含めおっしゃられたわけですが、すでに提出しております弁第五五号証の四八ページ以降にも障害者の権利宣言が記載されているわけですが、この障害者の権利宣言の中で、本件で特に関連すると思われる事項についてご指摘願えればありがたいのですが。

たとえば第二項は、障害者はこの宣言において掲げられるすべての権利を享受するという、これらの権利

はいかなる例外も無くうんぬんということで、障害者自身もしくはその家族の置かれている状況に基づく区別または差別もなく、すべての障害者に認められるという障害者に対する差別を禁止している事項ですね。四項には、障害者は他の人々と同等の市民権及び政治的権利を有するということをうたっています。その他障害者については特別のニーズを考慮するということで、いろいろなハンディキャップに対して適切な援助をしなければならないということですね。そういったことがうたわれているわけです。

(三) 完全参加と平等の意義と政治参加

今障害者の権利宣言についてご指摘いただいたんですが、国際障害者年が一九八一年に設定されたわけですから、その点についてお聞き致します。国際障害者年の中で掲げられたテーマは何というものだったのでしょうか。

完全参加と平等ということです。

そのテーマの完全参加というのは、どういう内容のものでしょうか。

社会生活と社会の発展のすべての部面に参加するということを、その内容とするわけですが、これにはいくつかの段階がありまして、まず第一段階を考えますと、あらゆるレベルへの参加をするということが言われているわけです。これは、たとえば国際的なレベルそれから国レベルで言いますと、全国的なレベルから地域的あるいは地方のレベルまで、さらには政府、民間を問わず、つまり公私を問わず各種の機関に障害者が参加するという、そういう意味ですね。それから二番目にはあらゆる活動領域への参加ということの意味します。これは、社会的経済的あるいは政治的領域の社会活動のすべての部分にわたって参加をするということです。三番目にはあらゆる形態で参加をするということで、たとえば直接参加、あるいは選挙のような間接的な形態をとる場合もありますし、さらには個人として参加する場合もありますし、組織として参加す

る場合もあるということです。とりわけ完全参加という考え方の中では政治参加の重要性が強調され、その中でも政策決定過程への参加ということが強調されている。つまり自らにかかわる政策等については障害者自らが決定する。そういう権利をもとと持っているという、そういう考え方を土台にしているわけです。そのような政治参加が参加の中核のものになってくることですね。それから完全参加と平等ということですが、その平等というのはどういうことでしょうか。

平等というのは、社会経済の発展の結果たる生活向上の平等な配分を受けるということ、そして他の市民と同等の生活を享受する権利を保障されるという、こういうことを意味します。ある意味で言えば参加の実現の程度に対しての指標あるいは基準ということが言えると思います。これもいわば平等も複合的な構造をとっているといっていると思いますが、まず第一番目には他の市民と同等の市民的政治的な権利を有するということですね。二番目には他の市民と生活条件が対等であるということ、可能な限り相当の生活水準が保障されなければならない。そしてさらにこの平等というものも固定的にとらえられるのではなくて、社会的経済的発展の成果というものの、そのことによってもたらされる生活向上についても等しくあずかる権利を有するという、こういういわば発展的な意味での平等をとらえているということです。そして全体として言えば形式的あるいは機会的平等ではなくて、障害者のそれぞれのハンディキャップに対して適切な配慮あるいは保障や保護をするという、実質的平等の観点が強調されているということです。

日本では国際障害者年という呼ばれ方をずっとしているわけですが、どうも原語によりますと、少し英語の言葉の変更があったと聞いておりますけれども、どのように変更されたのか、またどうして変更される必要があったのか、そこいらあたりについてお話し下さい。

国際障害者年は英語で言いますと、インターナショナル イヤー オブ ディスエイブルド パーソンズ

(International Year of Disabled Persons)ということになります。一九七七年までの段階ではフォア(for)という言葉が使われていたんですが、インターナショナル イヤー フォアですね。それがオブ(○)に変わりました。フォアからオブというたつた一つの言葉の変換ですが、その持つ意味は非常に重要でありまして、フォアということになりますと障害者のためにいわば「健常者」がいろいろな行動をする年であるということになります。これに対しては障害者団体からも強い批判が起きまして、むしろ障害者年というのは自らつくりあげるものである。そして「健常者」と障害者と共に、障害者の権利保障のために行動する年であるというふうに議論がなりまして、その結果オブという言葉に変えられた。訳としては障害者による国際年という訳になると思います。そのことはいろいろな施策や保護をされる対象者としての存在から、自ら社会に参加する、完全参加というのはそういう意味を持ちますが、参加をする主体として障害者を位置づけるという、こういういわば障害者像の大転換が行われたということになるわけです。このことは本件にとつても非常に大きな意味を持っているように思います。

今国際障害者年のテーマ、それから取り組みそれから基本的な考え方についてお聞きしたんですが、国際障害者年以降、国連や国際的な場面でさらに具体的な取り組みがなされていると思うのですけれども、その点について簡単にお話し下さい。

さきほども言いましたが、国連の障害者の一〇年という行動が長期的に推進されているわけです。特にこの一〇年については各国政府の責任において障害者の人権保障を進めるということが強調されています。それからこの一〇年の行動については、特に八三年に「障害者に関する世界行動計画」というのが採択されていますし、一九八六年にはこれをより実質化するために、各国に対し「障害者のための機会均等化マニユアル」という具体化のための手引きが出されています。これらの文章の中に見られる考え方で言いますと政治

的活動についての参加がより一層強調されています。とりわけ、さきほども言いましたが障害者の意思決定過程への参加というものが、障害者政策あるいは施策を見る場合の、その中心的なポイントであるということが強調されています。つまりその国の障害者施策・政策がどの程度進んでいるかということを見るには一般の政治活動に対して障害者がどの程度参加しているかということがポイントになるといえます。それからもう一点追加しておきますと、障害者年以降の行動の中では特に個人としての参加だけではなくて、組織として参加するということが非常に重要視されています。とりわけ障害者が組織を結成し、あるいは組織として活動するについて財政的あるいはその他の援助を積極的にするように、各国政府に要請しているということが、やはり非常に重要だろうと思います。

(四) 参政権保障と法律、規則の見直し

そのような参政権保障の要請を出しているわけですが、その国で参政権保障を侵害するような法律や規則その他の取扱いがあるという場合、このような要請の内容からみて、立法・行政・司法も含めた国の機関に対してどのような対応をするよう求めているということでしょうか。

本来法というものは、障害者の人権や権利を保障するために存在するということですが、現実には法や規則というものが障害者の権利実現の障害になったり、あるいはそれを侵害したりということがあるわけですね。そのような場合はそういった法や規則を見直すことを要請しているわけです。これは、七五年の障害者の権利宣言以降、さきほど言いました長期行動計画についての世界行動計画の中でもはつきりうたわれているところです。たとえば障害者の権利宣言の一〇条で言いますと、障害者は差別的、侮辱的または下劣な性質を持つあらゆる搾取あらゆる規則、そしてあらゆる取扱いから保護されるものとするというふうに規定していますし、世界行動計画のⅢのBの4の(A)という、こういう条項ではその法律制度、法制について同

邦市民に保障された権利及び自由を障害者が行使する際に、不利益な影響を及ぼす諸条件について、特に注意を払うべきであると言っています。それから八六年のさきほど紹介したマニユアルでは、人権保障というその目的達成のために必要な法制が確立されているかどうか、それから障害者が基礎的な市民権を享受しているか否かについて、特定の障害者の人権が直接または間接に制約されているか否かを確認すべきであると、その指標を各国政府に対して出しているわけです。この最後のマニユアルの点では直接的な侵害あるいは制約だけではなくて、間接的な制約をも取り上げているということが、やはり重要だろうと思います。各国政府に報告義務のようなものも課しているわけですね。

そうですね。

一〇 障害者の参政権保障を巡る各国の動向

今お話いただいたのは国連それから国際的な場面でのいろんな宣言や規則に関するものだったんですけれども、具体的な各国における障害者の参政権、政治活動の自由の保障状況についてお聞き致します。各国のそういう保障状況について証人は調査をされたことがありますか。

はい。

(一) 調査の特徴

どのような調査でしょうか。

一つは各国の選挙制度がどうなっているかということ、もう一点は障害者の選挙活動がどのように行われ、しかもそれについてのどのような具体的な保障がなされているのか、あるいは援助がなされているかと

いうことを調べました。だいたい一五〇か国を対象にして調査をしたんですが、現在のところ回収されているのは一割程度ですね。一四か国に過ぎないわけですが、そういう調査をしました。

その調査の結果について簡単でけっこうですが、特に特徴的な点についてご指摘願いたいと思います。

大きい点で言いますと、日本のように特に選挙活動について厳しい規制をしている国は少なくとも先進国ではないということです。従ってさきほども申し上げましたような、この玉野事件のような事件はそもそも起こり得ないということです。そしてもう一点は他方で、投票権に対する保障は非常に進んでいる、しかしながら障害者の選挙活動というものが、必ずしも盛んとは言えないということもわかりました。盛んではないのですが、今言いましたように日本のように厳しい規制はないわけですから、障害者が選挙活動をしようと思う場合、法律上の障害はないという、そういう回答を寄せている国もありまして、それが一般的な傾向だといっていると思います。つまり障害者自身がやろうと思えば出来ないことはない。ただし実質的な障害がありますから、たとえばここで問題になっているように言葉がしゃべれないということであれば、自分の意見を伝えられない。それから活動するためにどこかに出かけようと思っても移動する手段が、無いというような、そういう障害者の持っているハンディキャップがありますから、法律上の障害は無いんだけど、実際上なかなか選挙活動がやれないという、こういう状況だろうと思います。

その時に何らかの形で障害者の選挙活動を援助するような制度、そういうのを整えている国というのもあるわけでしょうか。

はい。やはりいわゆる先進国といわれる国では、障害者に対して福祉施策あるいはいろいろなサービスということによって、今言いましたハンディキャップをカバーしていますから、その施策によって障害者が選挙活動を行うのに支障がないような状態が存在していることもまた明らかになりました。

(二) スウェーデン、アメリカ、フィンランドについて

その援助制度で二、三点でもご指摘いただけたらと思います。

いくつか特徴的な例をお話したいと思います。スウェーデンとアメリカとフィンランドについてちょっとお話ししたいと思います。スウェーデンはご存じのように参加のデモクラシーを標榜し、開かれた社会ということをうたっていますから、選挙権特に投票権の拡大については非常に多様な形で対応しています。特に郵便投票を積極的に活用する。あるいは代理投票という制度を非常に弾力的に使って、出来る限り投票を可能にする。そういう形態をつくり出しているわけです。そういう制度の基本的な考え方は、選挙というのは日常生活の一部としてごく自然に行うものであって、現実には市民もそうして選挙に参加しているわけですが、いったん選挙権というような権利を与えておきながら、もう一方の手でその権利を実質的には奪うということがあってはならないという、こういう思想に基づいているわけです。そしてその投票権の拡大だけではなくて、私達の調査に対する回答としては障害のニーズに応じていろいろな援助をしているという回答がされています。つまり障害者がたとえば選挙の集会に出かけたいということならば、そのための移送のサービスを行う。あるいは車椅子でどこかの建物に行きたいということならば、建物にアクセス出来るような援助をしていると、あるいは情報の保障もあるということ、そういった援助がいれば福祉施策として行われているということですね。この援助は何も選挙活動のためだけにあるのではなくて、一般の制度としてそれが存在して、選挙の場合もそういう援助が行われるということですね。この点にスウェーデンの選挙制度の先進性と、一方で福祉施策の進んでいる点が選挙活動の自由を実質化しているということの例になると思います。

今スウェーデンの点だと思いますが、フィンランド、アメリカというので特徴的な点はございますか。

アメリカについて言いますと、一九八四年に「ボータイング アクセシビリティ フォア ジ エルダリー アン ド ハンディキャプト アクト」(Voting Accessibility for the Elderly and Handicapped Act)という法律が出来ています。これは、連邦の選挙について投票所やあるいは登録の施設、これはたとえば不在者投票についての登録ということになるわけですが、それへのアクセスをよくしていくと、そのことによって基本的な投票の権利の保障をはかろうということですね。その目的によってつくられているわけです。アメリカでは一九六五年に「ボータイング ライト アクト」(Voting Right Act)というのが、作られています。投票権の法律なので、この点では日本の公職選挙制度が国民の投票権を保障する制度というよりは、選挙を円滑に進めるための制度となっているということとは、大きな違いがあるように思います。そしてさらに特にハンディキャップを持つ人々そして高齢者、エルダリーというのは六五歳以上の人のことを指しますが、そういう人のために特別の立法をしているということ、これがアメリカのやはり優れているところだといっていると思います。そしてカリフォルニアの例を紹介したいのですが、これは調査中に向こうから送ってきたものなんですけれどもカリフォルニアではこの法律を受けて、より内容を具体化して住民のボータイング ライトを保障するためにパンフレットを作っています。それは、非常に親切なパンフレットでありまして、最初に投票する権利はあなたのものですよという、こういう文言から始まる。そして具体的に障害者が投票するについての諸々の援助措置がその中に記されています。日本ですとこういったPRということがほとんど行われていない。しかも投票が国民の権利であるというふうに明確にうたっているようなものというのは、ほとんど見られないわけですが、その点についてアメリカがそういったいわば選挙権についてのPRを積極的に進めているということでも、非常に先進的な面を見せていると思います。

それからフィンランドでは障害者のためのサービス及び援助法というのがあるわけですね。

はい。

それによってさきほどのスウェーデンと同じように生活の場面での援助がされている。それが選挙の際の援助にもなっているということですね。

一一 日本における障害者の参政権保障の現状

そこで、日本における障害者への施策は、今までお話いただきました世界の水準、動向、それから各国の保障状況に照らして、どのような特徴がありますでしょうか。

全体的に言いますと、人権保障の観点が非常に希薄であるということだろうと思います。そしてまず第一番目には障害者対策という言葉が使われているわけでして、そこに基本的な問題点がある。つまり障害者が権利主体あるいは参加の主体としてはとらえられていないということです。特に政治への参加の主体としては障害者は登場してないと。むしろ排除されるべき存在として、対策の対象として考えられていると思っています。

(一) 障害者対策の現状

当審判護人証拠請求番号六〇『障害者対策に関する長期計画』後期重点施策（障害者対策推進本部、八七年六月二五日）と題する書面を示す。

この中でも障害者対策という言葉を使っているわけですね。

はい。

それから、長期計画というわけですが、この中に障害者の政治への参加を予定する、またそれを援助する

日本のこの種の政府の計画には、市民的あるいは政治的権利というものについてはもともと触れていませんし、それから参加ということでは、完全参加ということで先程お話ししたような、そういった総合的意味での参加をとらえていない。非常に小さな、例えば運動会への参加と、あるいはボランティアの参加という、こういうふうなレベルで参加ということがとらえられているにとどまります。それから三つ目になりまされども、平等ということでも、機械的、形式的平等のレベルにとどまっているということが言えると思いますし、それから内容について言えば、非常にそれぞれの施策の内容が貧弱であるということです。最後に国家責任の問題で言えば、これら先程から説明しました障害者年等の計画は、いずれも各国の責任においてそれを実施するということが強調されているのですが、日本の場合はその国家責任が非常に曖昧にされているということ、これが全体としての障害者施策、政策の問題点といていいと思います。

日本の障害者施策の中には障害者が権利主体、参加主体としてとらえられていない、そういうことで具体的な対応がないというお話だったと思うのですが、そのような障害者が政治参加をしていく必要があるという考え方が芽生えてきているような傾向というのはありませんか。

今言いましたように、非常に日本の障害者年あるいは障害者の行動計画についての取組み自体が問題はあるのですが、それでも国際障害者年等に見られる国際的な潮流というものは、日本の動向にも大きな影響を与えている。したがって、具体的なレベルで障害者の、特に政治活動の参加について問題を考え出して、具体的な施策を提起しているという、こういう動きも見られます。

当番弁護人証拠請求番号七五「選挙事務運営協議会部会報告」（八九年一月）と題する書面を示す。

これは東京都選挙事務運営協議会というところの報告書なんですけれども、この中にもそのような点が指摘できるわけでしょうか。

そうですね。この中で管理事務部会が、「身体障害者及び高齢者をめぐる選挙事務運営のあり方について」という報告を出しています。その中に、国際障害者年を契機とした完全参加への高まりが現在具体化している、政治参加の面から見ると、選挙は国民が主権者としてその意思を政治に反映することのできる基本的な機会である。身体に障害のある人々も高齢者も含めて、すべての有権者が投票等を通じて政治に参加する機会を保障することが、選挙を管理執行する者に対し強く求められることであり、わが国の民主主義の発展に寄与することでもあると、こういう一文が入っていますから、選挙管理委員会の中にもこれらの障害者の政治活動への参加の必要性に対する認識が生まれ、そして具体的な施策となってそれが実りつつあるということが言えると思います。

(二) 障害者の参政権保障の特徴

日本における障害者への施策一般についておうかがいしたわけですが、本件で問題になっている障害者の選挙活動の自由なり参政権保障という面で、日本の今の施策は、世界の水準、動向、各国の保障状況から見て、どのような特色があると言えるでしょうか。

これも繰返しになりますけれども、まず第一点は、選挙に対する規制が非常に厳しいという点ですね。第二点は、それが一般市民の権利侵害、あるいは権利剥奪となっているだけではなく、とりわけ障害者にとつては特に厳しい権利侵害、ある場合では剥奪状態を引き起こしているということです。それから三番目には、そういった自由の制約等にかかわっては、その自由を実質化する意味での例えば代替的な手段、あるいはそれを実質化する環境整備といえますか、施策が遅れているということです。その点では、例えば先程もちよつと言いましたが、スウェーデンの考え方で言えば、権利を、つまりここで言えば選挙権ですが、それを付与するということは、ただ単に権利を形式的に与えることではなくて、この権利を行使できる物理的な環境を

するということは、ただ単に権利を形式的に与えることではなくて、この権利を行使できる物理的な環境を整備することも含まれると、こういうふうに言っていますが、それらの考え方からすると、やはり非常に現在の状況は隔たりがあると言わざるを得ないと思います。

そうしますと、日本の障害者施策としては、今言いました自由の制約を取り払うということと、自由を実質化するために援助制度をもっと充実保障していく必要がある、こういうことですね。

はい。

参政権ということについていかがっていきます。参政権の保障は、国民の人権、他の人権保障という点から見て、どのような位置を占めていると言えるのでしょうか。

最近特に参政権、あるいはそのために最も必要となるような表現の保障等ですね、こういうことが大きな問題になっています。例えば奥平康弘教授（『憲法―学習と実践のために』弘文堂、八一年参照）のような、参政権は民主過程を成り立たしめる、そしてこれを働かしめる権利として最も基本的な権利である、そしてそれは他の人権を実効あらしめる手段、方法として重要な位置を占めているという、こういう考え方が特に強まっているし、私も障害者の権利保障の観点から見ても、こういうことが言えるだろうと思います。

選挙活動の自由、表現の自由も含めた参政権的な権利、これらは他の人権を実現していく手段、方法となる権利として、非常に重要だということですが、特に障害者にとってこのような権利はどのような重要性を持っていると言えるのでしょうか。

障害者はハンディキャップを持っているわけで、それは別な表現で言えば人権の保障が極めて不十分であるということになるわけです。こういった状況を変えて、他の市民と同等の権利を保障するという状況にするためには、何といっても社会のあり方、あるいは政治というものを変えていかなければならないわけでしょう。

いう意味では政治過程への参加というものが中核とならざるを得ない、つまりそういった政治過程、あるいはその政策決定過程へ障害者が自らの声を反映させる、そのことによって障害者を念頭に入れたような政策、施策が形成されるということ、それがとりもなおさず障害者の権利保障ということになると思います。

その意味で障害者にとつては、いわば「健常者」以上と言ってもいいと思いますが、参政権というものが重要な権利ということになります。

そのように「健常者」以上に障害者の政治過程への参加を保障する権利、それが重要だということなのですが、日本において障害者の、今言いましたような権利は、保障されていると言えるのでしょうか。その現状についてお聞かせ願いたいと思います。

これはもう既にるるお話してきたところですが、投票権というレベルでは一定の保障がされてきている、しかしそれも不十分である、そして特に障害者が主体的に政治活動を行う、あるいは選挙活動を行うというレベルでの参政権保障については、非常に不十分と言わざるを得ないと思います。

障害者の選挙活動の自由や、政治過程への参加、その実現を困難にしている要因は、具体的には何なのでしょう。か。

それは前提としては、例えば日本社会の政治に対する考え方、あるいは障害者に対するものの見方というものがあると思いますが、政治に携わるといことが特殊なことであるとか、あるいは障害者というものも今までお話してきたように消極的な存在であって、政治に積極的にかかわるようなものではないというような見方がある。こういうことが前提になるわけですが、具体的に言えば、やはり一般的な市民に対する、一般市民という言葉は適切かどうか問題ですが、そういった市民に対する人権保障、これが非常に不十分である。とりわけ参政権保障については国際的なレベルから見ても非常に問題を持っているということですね。それ

が障害者にとつても大きな妨げになっているということです。つまり一般の人権に対する保障状況が低い水準にあるということが、障害者にとつてその自由を奪い、あるいはその人権保障に大きな阻害になっている。選挙活動を行うについては、とくにそういうことが言えるわけですね。そして三番目に、これも何度も言っていますが、その自由を実質化する措置、あるいは保護、保障というものが不十分であるということです。

(三) 障害者の選挙活動と公選法

公職選挙法で選挙活動の自由が規制されているわけですが、公職選挙法で障害者が選挙活動の主体となるということを認識、予定して、障害者の選挙活動というものを前提にして、この立法は作られていると言えるのでしょうか。

障害者の参政権保障についての歴史のところでもお話ししましたが、公職選挙法が念頭に置いているのは、中核は投票の権利であります。その投票の権利については障害者の存在というものも一定念頭に置いているということは既にお話したとおりですが、選挙活動をする、障害者が自ら自分の思想、政治的な考え方を他の人に積極的に伝える、投票を依頼するというような、こういう活動を行う存在として障害者を考えている、つまり公職選挙法で規制するような対象として障害者が現われるということを公職選挙法が念頭に置いているとは思えないわけです。

そうしますと、法がそもそも予定していない者が立法の適用を巡った場面に登場してくる、そういうときにどのように考えていけばよろしいのでしょうか。

特にそういう場合は慎重な配慮が必要だろうと思います。とりわけ法を適用する際には慎重な配慮をすることが必要である。その配慮の中には障害者の平等、（これは実質的平等を回復する、あるいはそのために特別に必要な措置を取る、あるいは配慮をするということ）が含まれているわけです。今までお話ししてきまし

別に必要な措置を取る、あるいは配慮をするということ）が含まれているわけです。今までお話してきましたような障害者の人権保障、特に完全参加と平等というような観点から、その当該の法律の適用等について慎重な配慮をすることが必要だろうと思います。とくに刑罰を科するような場合は、慎重な態度が求められるのではないかと思います。

適用が問題になっている時点で、そもそもその規定の必要性なり合理性について、白紙の状態で検討しなすということがあるようになってくると、こういうことでしょうか。

そうですね。今、適用の点で言いましたが、立法としての合理性、あるいは適合性、こういうものについても慎重に考える必要があるだろうと思います。

この点で、法が予定していない主体が登場して、裁判所のほうで特徴的な対応を取ったというような例はございますでしょうか。

既に、第一回で証言しましたように、民法の場合の「通常人」概念ですね、この考え方には障害者が存在することを前提としていないということ、それは私が書いた論文の中で明らかにしたわけです。しかしそのために立法を、つまり民法を改正するということはされていませんが、判例上は法解釈によっていわば法を変えたと同じような対応をしている、つまり解釈によって障害者にふさわしい、障害者の例えば注意義務の程度にふさわしいような配慮をして判決が出されている、そういうものがあるということです。

それは履歴書の中に書かれている一九八一年に先生が出された「損害賠償判例にあらわれた障害者」この論文のことでしょうか。

はい、そうです。

そのほかに何かございますか。

これもマスクミ等で大きく取り上げられましたが、瘡痍者について公判で手続きを理解することができないということで公訴を棄却した事例がありますが、この中で裁判官の考え方、意見というものは私は考慮に値すると思います。こういうことを言っています。被告人は機能障害者である。その意味で弱者である。弱者の発生はいつの時代においても、いかなる社会においても、避けられない。それは割り切らざるを得ない現象である。この後ですが、だが法の適用の場面では慎重な配慮が要請されるということです。そしてこの事件では通訳が本来の役割を担っていない現実を直視し、刑法は果たして身振り手振りの動作による通訳を当初から予想していたのであろうかということを正確に理解する必要があると、こういう言葉を判決文の中で書いているわけです。つまり弱者が、弱者という言葉も問題がありますが、障害者が存在するということ、それをそもそも前提にしないような法があるとすれば、その法の適用ということで言えば、慎重な配慮が要請されるということですね。こういったこともやはり本件でも考慮されてしかるべきではないかと考えています。

公職選挙法は、言語障害者という面で見ましても、言語障害者が選挙活動の主体となって登場してくるということとは予定していないわけですね。その言語障害者が文書を配るというのが法の適用の場面、特に処罰の場面で問題になってくるときには、もう一度法の必要性、合理性について白紙の状態で検討しなおす必要があると、こういうことで理解してよろしいですか。

はい。

一二 公選法と玉野事件

本件では言語障害者である玉野さんが文書を配布するということで、今、問題になっているわけですが、文書を配布する方法を規制し、しかもこれを処罰の対象とするということについて、憲法、それから今までお話しいただきました国際人権規約、その他の国連の決議等に照らしまして、どのような評価をしていく必要があるとお考えでしょうか。

(一) 公選法と国際人権規約、憲法

まず第一番目では、参政権という観点ですね。これは既に話しましたように、人権宣言、人権規約にうたわれている。そして日本の場合で言えば憲法に、特に一五条、あるいは四四条、四七条等にうたわれているわけですが、そういう参政権保障の観点から公選法の違憲性が問われなければならないと思います。特に参政権については人権規約のところにありますように、いかなる差別も、あるいは不合理な制限もなしにという、こういう表現があるわけですが、これらの観点からすると、日本の公職選挙法の規定は非常に問題があるといわざるを得ないと思います。

その国際人権規約ですけれども、国際人権規約は日本のほうで署名、批准しておりますね。

はい、一九七九年に批准をしていますから、国内法的な効力を持っているということだろうと思います。

国内法にも規範としての効力を有しているということですね。

はい。

その国際人権規約にも抵触してくるというご指摘なわけですが、具体的には国際人権規約の何条に関するという

ふうに言えるわけでしょうか。

先程言いましたが、B規約のこの参政権について言えば、二五条ということになりますね。

それから、B規約の手段、方法の規制という面で言えば、B規約の一九条も参考になったと思うのですが。いかがですか。

二番目に、表現の自由に抵触するということになると思います。それは人権規約の、今指摘がありましたように、一九条ですね。特にその表現をする場合の手段、方法について選択する権利が表現者にあるということですから、例えば公選法の規制で言えば、文書を頒布してはならないということになりますと、表現方法について選択する自由あるいは権利を否定することになるわけで、この点に抵触するといわざるを得ないと思います。それから本件の場合で言えば、この選択権を侵害するというようなことだけでなく、玉野さんの場合で言えば、ほかに代わるべき手段がない、つまり文書を手渡すことが言葉に代えるということでは、唯一の表現手段だったわけで、その表現手段を奪っているということですね。そういうことで言えば、選択権の制約ではなくて、むしろその剝奪になるわけで、その面でも一九条に違反をしているということになると思います。

表現の選択の自由という点について、今、国際人権規約の一九条から違反であるという指摘をしていたんですが、憲法二一条でも表現方法も含めた表現の自由が規定されているんですが、同じようにこの憲法二一条にも抵触、違反してけると言えるわけでしょうか。

ということになりますね。特に二一条、言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障するという規定を置いていますし、先程申し上げましたように人権規約の中身、批准によって人権規約が国内法的効力を持つとすれば、二一条の解釈についても規約の一九条の中身がやはり反映されなければならないということ

ですから、当然に二一条にも違反するということになります。

そうしますと、憲法それから国際人権規約、特にB規約の中の参政権保障の条項、それから表現の自由、政治活動の自由も含めた表現の自由を保障した条項、これに違反しているということですね。

はい。

この点についてですが、表現内容そのものと表現手段の規制というものを区別して考え、その表現手段についての規制については裁量の幅が広いんだというようなかたちで合憲性を説明する考え方が見られるんですが、このような考え方は本件玉野さんの場合についてはいかがでしょう。

玉野さんの場合で言えば、先程も言いましたが、文書を配布するということが残された唯一の手段であるわけですから、その唯一の手段を奪う、あるいはそれについての規制をするということは、これは実質的には剝奪しているということですが、そのことは同時に単なる手段方法の規制ではなくて、意思表示そのものを奪うということになるわけですから、仮に今言ったような議論が一般的に成り立つとしても、この玉野事件の場合で言えば手段、方法の規制イコール意思表示の内容そのものの規制になるということだろうと思います。

そのような考え方で合憲性は維持できないということですね。

はい。

(二) 公選法と平等規定

それから、今、玉野さんには文書を配るしか方法がないということでお話がされているわけですが、その点について「健常者」も規制されるとしても、「健常者」にはほかに電話、個別面接、口頭での意思を伝え、選挙の投票を依頼するというような手段が残されているわけですけど、そのように「健常者」には他に取得する手段

がある、玉野さんにはないというような点から見て、それは平等の観点から問題はないでしょうか。

平等の観点から言えば、やはり公選法というのは、いわば形式的平等という観点からの法律であって、しかしそれが形式的平等を言いながら、実は不平等を生んでいるという、こういうところにもっと着目すべきだろうと思います。つまり一般人と障害者と同じように規制をしても、そのことが特に障害者に不利益を科するということですね。玉野事件でいえば、今、言いましたように、いろいろ選択の手段があるのではなくて、一つしかない、その手段を奪われるという、そういう不利益を科すことになる。ですからその意味でいえば、いっぱい選択の手段を持った人が一つの手段を奪われるのに比べれば、全く決定的に影響が大きいということになると思います。したがって、そういった形式的平等というような規定自体、むしろ合理性のない差別を生んでいるというふうに言っていると思います。

そうすると、平等という面から見て、憲法で言いますと一四条違反、それから世界人権宣言で言いますと、先程平等規定として指摘された二条、七条、人権規約の上では二六条、そういう規定に違反してくる。それから他の人権宣言、国連総会決議、それから障害者年のテーマである完全参加と平等というような理念、こういうものにも違反してくる、こう言ってよろしいわけですか。

そうですね。ちょっと訂正しますと、人権規約で言いますとB規約の二六条が平等条項ということになりますから、人権規約でいうと二六条違反。もちろん中身からいえば人権宣言の規定を受けているといっていると思います。それから憲法一四条に違反するということですが、同時に憲法四四条についても問題になるかと思っています。つまり憲法四四条で選挙人の資格について言っていますが、この場合、人権、信条等によって差別してはならないという規定、これは趣旨としては参政権保障については人種等による差別をしてはならないというふうに読むべきだろうと思います。人権規約における参政権保障と日本憲法の参政権保障、総合

的に考えるとそういう解釈になるだろうと思います。

合憲性を説明する考え方の中に、すべての人に一律禁止して、一定のルールにしたがって選挙活動を規律するところが公平なんだと、こういう考え方で公職選挙法の合憲を説明しようという者が登場してきているわけですが、本件に照らして、このような考え方はどのように評価されるべきでしょうか。

まず第一番目に、公選法の本件と同じ一四二条について合憲だとした正木事件名古屋高裁の判決、八三昭和五八）年七月一二日に出されていますが、これは岐阜地裁の七〇年五月三〇日の違憲判決を逆転したものですけれども、ここに見られる考え方についてお話ししたいと思います。この判決では、結論はともかく、憲法が法の下での平等を宣言し、政治的關係における差別、すなわち国民が広く国政に参加する際における権利の不平等を禁止するほか、中身として、一四条一項、一五条三項、四四条、四七条を挙げて、そういった参政権保障の趣旨にかんがみると、憲法は民主政治の基本的な制度である公職の選挙において、各候補者が平等の立場で公平な手段により選挙運動を行うことができることを選挙の公正に不可欠な要件とし、右要件を含む選挙の公正の確保を強く要請していると解すべきであるというふうに述べているわけです。つまりここでは一四条一項の平等というものを非常に強く意識しているといっているかと思いますが、参政権にあたるでもこの平等の保障の観点を貫くということをしているように思います。しかしその平等というのは、いわば機械的な、あるいは形式的な平等であって、実はこの判決が念頭に置いている候補者、あるいは運動をする運動員については、障害者という存在は全然念頭に置いていないわけです。こういった形式的平等において平等論を展開しながら、先程も言いましたが、障害者に対しては不平等を生み出しているということがです。各候補者が平等の立場で公平な手段により選挙運動を行うことができることが選挙の公正に不可欠な要件であるというのですが、今までお話ししてきたように障害者が現在の公選法の下では決して平等な立場で選

挙運動は行えないということですね。むしろ他の市民に比べて著しく劣った選挙運動しかできない、あるいは言葉を換えれば、割り引かれた、値切られた権利しか保障されていないということになるわけです。こういうところに合憲判決、あるいは合憲論の非常に大きな問題点があるように思います。もう一点言いますと、ここで言われている平等というのは、実は資力の差、つまり経済的な平等というところに限られているわけですね。その意味でも今言いましたように障害者というようなハンディキャップを持った人の存在というのはそもそも考えられていないということ、これが非常に大きな問題だろうと思います。

一律禁止が公平だという考え方には、一律禁止によってすべての人に武器対等というのが前提にあるけれども、障害者に適用するという面で見れば、一律禁止は障害者と「健常者」の間に武器対等を実現せず、かえって、「健常者」にはほかに手段があるけれども、障害者にはほかに手段がないという不平等をもたらす考え方だと、こう理解してよろしいですか。

はい。

(三) 公選法とルール論

この考え方については、ほかにもいろいろな問題点があるかと思うんですが、最近ルール論とか言われる考え方なんですが、この点について分析をされた論文に触れたことございますか。

はい。

だれが出された論文ですか。

ルール論については、奥平康弘教授が非常に精力的に反論を書いていますね。

そうすると、もっとこの考え方についての検討をするためには、今、証人のほうからは障害者と「健常者」の対比の中でこの考え方についての分析をいただいたわけですが、その他の問題については、更にそういう最近論文

も出されている方の検討も必要になっていると、こういうことでしょうか。

ルール論については奥平先生の反論が非常に有力だと思えますが、障害者の人権保障、参政権保障の観点からして、やはり問題が多いと思います。それは基本的には、今、申し上げた合憲判決と同じことなんですが、例えばルール論の中でこういうことが言われているわけです。これは最高裁判決での伊藤正巳裁判官の補足意見（例えば、八四年二月二日の第三小法廷判決）であることはご存じのとおりですけれども、この中で、各候補者、選挙運動者は、当初は選挙運動者と言っておりましたが、選挙の公正を確保するために定められたルールに従って運動するものと考えるべきである、法の定めたルールを各候補者が守ることで公正な選挙が行われるものであり、そこでは合理的なルールの設けられることが予定されている、このルールの内容をどのようなものとするかについては、立法政策にゆだねられている範囲が広いと、こういう考え方ですね。この考え方で言いますと、ルールの設定の仕方によって平等に、お互いに、まあ、土俵を設定して、そこで争わせるということになるわけですが、そのルールの設定の仕方が、実は平等あるいは公正であるように見えながら、例えば障害者にとって非常に強い制約となって現われる（土俵に上ることができない）ということ、こういうことが現実にあるわけですね。それに対して、例えば裁量は認められているのだけれども、これが合理的とは考えられないような特段の事情のないかぎり、国会の定めるルールは各候補者の守るべきものとして尊重されなければならないと、こういう言い方をしています。ということは、合理的とは考えられないような特段の事情がある場合は、このルールは国会の立法の裁量を超えるということになるわけでしょう。現実に公選法の規定が、とりわけ一二二条が、今までお話ししてきたように、玉野さんの場合のように、障害者の選挙活動の自由を剝奪するという、こういう事態を生み出している。このことは合理的とは考えられないような特段の事情と言えないはずはないだろうと、私は思うわけです。ですから仮にルール論

を認めるとしても、この玉野事件の場合で言えば、これはとても合理的と認められるような規制ではないといわざるを得ないということです。

(四) 玉野被告と刑事罰

本件ではこういう考え方は採用できないということですね。これまで長くいろいろな角度から証言をいただいてきました。玉野ふいさんは言語に障害を持ち、言葉ではうまく意思を伝えることができないわけです。また文字の読み書きの能力にも乏しく、文書を配るしか方法がなかった。そういう中で文書を配り、今、裁判になり、法廷に立たされているということになるわけです。これまで証人がお話をいただいたまためのようになかたちになるかと思いますが、玉野さんに刑事罰を加えることについて、証人はどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

これまでお話してきたような障害者の人権保障、参政権保障の観点からすれば、公選法のこの当該の規定は非常に問題が大きい。憲法的に言えばやはり違憲の法律といわざるを得ないわけですね。それは一般の市民のレベルで見ても、この法律は違憲であるし、とくに障害者という観点から見れば、その違憲の度合いは一般の場合以上に甚だしいと言わざるを得ないと思います。そして実は今までお話しなかった点なんです、この玉野事件の本質というのは、文書頒布の事件ではない。むしろ公選法とのかかわりで問題になるとすれば、戸別訪問であろうと思います。つまり人を訪ねて自分の政治的意見を伝えたい、しゃべって話したい、これが玉野さんの本当の思いだったと思います。それが思いとしても、自分でしゃべることができない、したがって文書を配布した。ですから言葉がしゃべれる人が言葉をしゃべって戸別訪問をし、その上文書も配布するというのは全く本質が違ふということですね。玉野さんの行動は、ですから戸別訪問で裁けばいいといっているわけではないわけですが、むしろ事件としての性格で言えば、戸別訪問であつたらうと思

ます。これがこの事件のいわば本質ではないかというふうに考えます。そしてこうした玉野事件が発生する。つまり障害者が自ら意思を持ち、特に政治的な意見を持ちそれを他の市民、あるいは障害者の仲間に伝えたかと思いい、そのために選挙活動をする。それはもともと日常的な政治活動になるでしょう。そういう活動をするということ、これ自体大きな歴史の流れで言えば、いわば必然であった。したがってこの玉野事件は歴史的な必然として起こるべくして起こったというふうに言っていきたいと思います。そしてそれは同時に今まで国際的な動向の中でお話した世界の人権保障の大きな流れ、とくに障害者の人権保障という、ハンディキャップを持った、あるいは差別された存在としての障害者に対しても人権保障が拡大される、そこまで及ぶようなこういう大きな人権保障の流れから言えば、現在の公選法の規定、とりわけこの文書頒布の規定というものは見直されざるを得ない。立法を改正する、それはもちろんですが、それができないとすれば、少なくとも司法の場で、解釈として、公選法のいわば違憲性を是正すると、こういうことが必要だろう。公選法は、人権保障の大きな流れから言えば早晩、改廃、修正をされざるを得ない。これまた歴史的必然ではないかと考えます。

そういう意味ではこの裁判にあたって特に一つだけご紹介しておきたいのですが、全米ろう者法律センターから「聴覚障害者のための法的権利」という本が出されています。その中で聴覚障害者について権利が保障されなければならないということをうたっていますが、その八四ページにこういう一文があります。

「裁判官、裁判所の行政官、弁護士、法律執行官はもともとろう者のコミュニケーション障害について理解を深めねばならない。良い法律がよく啓発された態度で執行された時に初めて、ろう者が法律の下に法律的な平等を獲得したと言えるであろう。」

この事件を裁くにあたっては、こうした観点を持たれ、そして特に国際障害者年の中で強調されたような、

障害者等、特定のグループを締め出す社会は貧しい社会であるという、こういう観点を持ってこの玉野事件を裁かれるよう、ぜひお願いしたいと思います。

終わります。

検察官 この証人に対しては、反対尋問はありません。

(以上、八九年四月二八日、第一〇回公判)